

令和7年12月9日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	秋山	勲
事務局次長	野村	美幸
事務局主任	古賀	真知子
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	簗	原	悠	太	朗						
副	市	長	原	亮	一							
教	育	長	城	後	慎	一						
未来創造戦略室長		丸	山	隆								
総	務	部	長	坂	田	智	子					
企	画	部	長	田	中	和	己					
市	民	部	長	牛	島	新	五					
健	康	福	祉	部	長	平	武	文				
建	設	経	済	部	長	山	口	幸	彦			
教	育	部	長	馬	場	浩	義					
総	務	課	長	清	水	正	行					
人	事	課	長	古	村	和	弘					
財	政	課	長	鶴	木	英	希					
防	災	安	全	課	長	毛	利	昭	夫			
企	画	政	策	課	長	石	橋	信	輝			
観	光	振	興	課	長	持	丸	弘				
商	工	・	企	業	誘	致	課	長	隈	本	興	樹
税	務	課	長	田	代	秀	明					
福	祉	課	長	甲	斐	田	英	樹				
農	業	振	興	課	長	栗	原	勝	久			
林	業	振	興	課	長	月	足	和	憲			
学	校	教	育	課	長	高	巢	雅	彦			

議事日程第3号

令和7年12月9日(火) 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 三角真弓議員
- 2 高山正信議員
- 3 久間寿紀議員
- 4 坂本治郎議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長(橋本正敏君)

おはようございます。本日、一般質問2日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

お知らせいたします。三角真弓議員、高山正信議員、坂本治郎議員要求の資料を配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長(橋本正敏君)

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。18番三角真弓議員の質問を許します。

○18番(三角真弓君)

皆様おはようございます。公明党の三角真弓でございます。本日はお忙しいところ傍聴においいただきました皆様、また、インターネットで視聴してくださっておられる方々、本当にありがとうございます。

初めに、昨夜の11時15分頃の青森での震度6強の地震、マグニチュード7.2であります。

今朝の新聞1面を見て、驚きました。大分県の佐賀関の大規模火災をはじめ、北海道の函館、また、群馬県の妙義山等々、大きな災害が日本国中を逼迫しております。この寒い中で被害を受けられました皆様、また、お亡くなりになられました方に心よりお見舞いと哀悼の意を表したいと思えます。

さらに、香港での高層住宅火災も筆舌に尽くし難いもので、世界市民との思いで、一日も早い復旧を願わずにはられません。

また、忘れてならないのが熊の被害です。九州には生息してはいませんが、2025年11月末時点で人身被害は230人、うち13人の方がお亡くなりになっています。また、出火件数は北海道や九州・沖縄以外で3万6,814件と言われております。秋田県が一番で、紅葉の時期、経済への影響は大きいかと思われまます。地球温暖化による気候変動がここまで影響するのかと改めて思わずにはられません。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、人口減少に伴う将来の八女市の財政の基盤づくりについてお尋ねをいたします。

2040年問題とは、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、日本の総人口に占める高齢者の割合がピーク、約35%を迎える頃に、日本の社会が直面する多くの課題が予測されることです。しかし、八女市は既に高齢者の割合は36%を過ぎていて、生産年齢人口の急減は避けられない現状であります。

2040年までの15年後を想定し、今どのような課題に向き合い、市民の皆様の暮らしを守る手段を取るべきなのかとの観点から、1、人口減少と税収の推移をどう考えるのか、2、補助金、交付金への対応、見直しをどう考えるのか、3、職員の時間外勤務への今後の考えはについてお尋ねをいたします。

次に、災害に伴う市民の安全・安心な地域づくりについてお尋ねをいたします。

昨今の気候変動により、先ほども申しましたように、日本中、いや、世界中で大規模災害が起こっております。日本においては、東日本大震災をはじめとする災害の経験を踏まえ、平成25年、2013年12月13日に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布をされました。消防団の皆様に対しましては、日頃よりの活動に心からの敬意と感謝を申すものでございます。

公布より12年を過ぎようとしていますが、住民の安全の確保に資することを旨とするこの法律を改めて見直し、激甚化する災害時の対応を図っていく必要があると思われまます。

また、市議会の中にも防災士、女性消防隊として活躍してくださっている方々もおられます。日頃の活動に敬意を表するものです。

今後は市内におられるこの防災士の方々、また、消防団の方々との連携、協力は、災害時の市民の皆様にとって、より大きな安心につながっていくと思われまます。また、有事の際、

特に火災の場合、行政区に配置されている小型動力ポンプが、古いものでは30年近くが経過をしております。配置の状況、また、新たな整備についての本市の対応についてお尋ねをいたします。

以上、大きく2点についてお尋ねをいたします。

あとは質問席にて順次質問させていただきます。できるだけ大きな声で明確なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

皆さんおはようございます。一般質問2日目もどうぞよろしくお願いいたします。

18番三角真弓議員の一般質問にお答えいたします。

1の人口減少に伴う将来の八女市の財政の基盤づくりは(1)人口減少と税収の推移をどう考えるのかというお尋ねでございます。

本市では人口減少が大きな課題となっており、それに伴い、税収の確保についても様々な方策を講じていく必要がございます。

現在、人口減少に比べ、住民税の納税義務者数は横ばいの状況で推移しており、ここ数年での税収の大幅な減少は想定しておりませんが、将来に向けて税収の見通しを考えながら、しっかりと財政基盤をつくってまいります。

(2)補助金、交付金への対応、見直しをどう考えるのかというお尋ねでございます。

人口減少と物価高騰が同時に進行するなど、厳しい情勢の中での行財政においては、選択と集中への発想転換が不可欠であると考えております。

補助金や交付金につきましても、その効果や必要性を随時見直す必要があると認識しております。具体的には行政経営マネジメントの強化を図り、ビルド・アンド・スクラップを徹底してまいります。

(3)時間外勤務への今後の考えはというお尋ねでございます。

職員の心身の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、時間外勤務の縮減に努めております。

また、時間外勤務命令を行うに当たっては、業務の必要性や緊急性等を判断し、できるだけ必要最小限の命令を行うこととしております。

2の災害に伴う市民の安心・安全な地域づくりについて、(1)消防団を中核とした地域防災力の充実強化についての考えはというお尋ねでございます。

近年、全国各地で豪雨災害や地震が頻発、激甚化しており、本市においても、いつ大規模な災害に見舞われてもおかしくない状況でございます。こうした中、地域密着性と機動力を持つ消防団は公助の中心的役割を担う存在であり、その重要性はますます高まっていると認識しております。

本市といたしましては、消防団のみならず、自主防災組織や防災士の皆様との連携を強化し、地域防災力の充実強化に努めてまいります。

(2) 消防団と防災士との今後の連携はというお尋ねでございます。

近年、全国各地で豪雨災害や地震が頻発しており、公助の限界が指摘される中、地域防災力の強化は本市にとりましても喫緊の課題でございます。その中で、地域密着の実動部隊である消防団と、自助、共助の推進役である防災士が車の両輪として協働いただくことは、地域防災力の底上げに大きく寄与するものと認識しております。このような中で、地域の防災訓練や地区防災計画作成時において、双方が連携して取り組んでいただいている事例もございます。

本市といたしましては、消防団、防災士、そして、地域住民の皆様が一体となった災害に強いまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

(3) 災害時の小型動力ポンプの整備についてのお尋ねでございます。

近年の災害の激甚化を鑑みますと、地域の消防資機材の充実は極めて重要な課題であり、また、初期消火における小型動力ポンプの重要性は十分に認識をしております。

本市では、行政区が小型動力ポンプなどの消防資機材を整備される際、経費の一部を補助し、消防力の強化に努めております。

以上、御答弁申し上げます。

○18番（三角真弓君）

初めに、人口減少と税収の推移をどう考えるのかという点についてお尋ねをいたします。

八女市の人口ビジョンが市のホームページに掲載をされております。これは令和3年3月に策定されたものです。対象期間は平成27年から令和42年までの45年間の推移が示されております。人口減が続く中、いかに減少傾向を抑制し、安定化を図るかが重要であり、これに向けた本市の取組の方向性を定めるとあります。

これは国の地方人口ビジョンの改訂版を基に、地方の人口の動向に対するものとして策定をされております。令和元年6月21日に国が閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針2019と併せて示された地方人口ビジョンの策定のための手引きに基づいてとあります。この中に、このように示されております。「各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである」。

2014年、平成26年になりますけれども、人口減少が深刻化する中、消滅可能性都市との言葉が出たことは皆様の記憶にもあられるかと思っております。その10年後、昨年、2024年4月には人口戦略会議のレポートの中で、全国の4割強に当たる744の自治体が消滅可能性自治体になると言われています。その裏づけとしては、二十歳から39歳の女性の人口が半減す

る自治体があるということであります。もちろん八女市もこの中に入っているというのは皆様も御承知かと思っております。消滅可能性の都市です。

今の本市の現状といたしましては、若年人口の減少が一層加速化し、老年人口、65歳以上も減少していくこととなります。地域社会の担い手が減少してだけでなく、消費市場が縮小し、地方の経済が縮小すると思われま。昨日の一般質問でも、今後の人口減少に対する市長への質問等がございました。私のほうからは、市長が2040年を一つのビジョンとして掲げていることから、2040年、今から15年ですね。ちょうど2010年、1市3町2村との合併があって、あっという間に15年がたちました。今から15年後の2040年には、そのときの人口推計では4万2,366人です。八女市の直近の10月で5万8,968人ですので、あと15年後は1万6,602人が減少すると言われております。特に心配されるのが、生産年齢人口と65歳以上の数がほぼほぼ一緒の数値が出されております。2万人弱です。この生産年齢人口は15歳から64歳の方を指しますけれども、その中でも特に注意が必要なのは、内閣府が2023年、この15歳から64歳のうち、ひきこもりが146万人、50人に1人がひきこもりと言われておりますので、2040年のときの八女市の人口はこの推計よりも生産年齢人口は少なくなると思われております。

そこで、お尋ねをいたします。

人口減少は喫緊の課題です。15年後が生産年齢人口と高齢者人口がほぼほぼ一緒、1人が1人の高齢者を支えるという結果がこの推計には出ておりますけど、副市長にお尋ねをします。この問題に対してどのようにお考えでしょうか。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

将来、人口減少というのが予想されて、特に、生産年齢人口と高齢者人口が同じ割合ということの危惧については議員のおっしゃるとおりでございます。

市としても、今、市長のほうから2040を描いた長期的な市のビジョンといいますか、羅針盤をつくるようにと指示をいただいておりますので、そういうことで現実の様々な施策や課題に対応しながら、将来の人口減少に対応すべき地域をつくっていくということが必要だろうと思っております。

一方で、やはり地域の皆様につきましては、お一人お一人の厳しい生活状況等は認識しておりますけれども、そこには地域の絆でありますとか協働による活動、そういう地域運営というのはやはりなくてはならないものだと思いますので、そういう部分に支援をしながら、行政と地域が一体となって来るべき人口減少社会について対応していくと、そういうことが必要だろうと思ひますし、もう一方では、国、県の様々な事業を活用しながら、少しでも外部からの移住・定住につなげる、そのための関係人口の構築の拡大、そういうものに取り組

んでいくべきだろうと思っています。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

今、外国人の方が約1,000人弱、もちろん子どもさんの年齢層もいらっしゃると思いますが、あと15年後、外国人の労働者の方がどこまで増えていくかというのは想定はできませんけれども、そういった方たちの力を借らなければ八女市がやっていけなくなるときが近くに来たのかなとも思っております。

その中で、この人口減少というのは税収に大きく影響してくると思っております。今の一般財源が約450億円近く使われておりますけれども、これを維持することも不可能でありますし、将来の国の動向も分かりませんが、今から考えるものとして、1つは、公助、共助、自助の観点から、行政区、住民の協力が不可欠だと思っております。市長は御自身の市政報告会の中で、オール八女でとの言葉を使われました。合併後15年が経過した現在でも、旧八女、旧町村が一つになっているとの実感は個人的にはあまり感じません。オール八女との言葉を私なりの解釈で、八女は一つ、お互いが協力し合うことだと感じております。

そこで、今回出している資料を見てみますと、185の行政区の中で一番多い世帯数が933世帯、一番少ない世帯数が20世帯、これは2か所あります。その中で、町内会に加入されているところは、もちろん世帯の多いところで885世帯、一番少ない20世帯でも、加入している方は少ないほうでは11世帯しかございません。この中で、いきいき行政区運営交付金というのが支給されます。これは行政区長への報酬は別ですけれども、この一番多い額と少ない額が幾らか、お願いします。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

いきいき行政区運営交付金について、令和7年度に交付した交付金で最も金額が多いものは1,238,825円で、最も金額が少ないものが92千円となっております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

一番多い額でいえば、今言った一番多い行政区に対してだと思っております。この一番多い行政区で町内会加入者が885世帯です。行政区に加入した場合は町内会費を払わなくてはならない義務が発生をいたします。仮に885世帯の加入世帯の町内会であれば、年間10千円としても8,850千円が入ります。一番少ないところで11世帯ですね。

このように、昨日の同僚議員の質問にもありましたように、西高東低、旧八女市はほとんど人口は減っておりませんが、中山間地が非常に減少している。このことは町内会の運営にも影響してくると思っております。全体を見ますと、令和7年4月1日現在で出しても

らっていますけど、八女市全体で2万5,997世帯、加入世帯が2万1,635世帯、町内会に入っていない世帯が4,362世帯いらっやいます。世帯が減るということはもちろん人口減になりますけれども、未加入世帯に対して、行政としては何か働きかけはしてあるのでしょうか。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

行政区と町内会への加入の取組としては、転入された方に対してリーフレットを配付して、町内会加入のメリットやその意義について説明をして、町内会に加入することを勧めております。

今現在、町内会加入の手引というか、行政区長さんたちが加入に向けて、どういった感じで加入されていない方に対して働きかけていけばいいかという手引を行政区長会において作成をしているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

町内会に入る、入らないというのは、もちろん御本人様の気持ちでしょうけれども、やはり地域住民として入っていただくということを前提にさせていただけたらと思っております。

この185の行政区の格差というのが大きくなってきております。その運営について、先ほど申しましたように、900世帯近い行政区もあれば、20世帯ぐらいしかない、この格差は本当に大きいと思います。そういう中で、今後の行政の在り方としては、全てを行政に頼らないで、行政区でできるところはできるだけ協力していただき、より支援が必要な地域への補助はすべきだ。もちろんどの行政区に対しても平等に同じようにやっていくということは十分分かっておりますけれども、これだけの格差があれば、どうしてもそこに行政区の予算にも大きな差が出てまいります。八女は一つだという観点から、行政区間の共助づくりということの体制を確立していただきたいと思っておりますけど、担当部長はどう考えられますでしょうか。

○総務部長（坂田智子君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、非常に行政区の世帯数というのは差があるのは、その資料を見てお分かりかとは思いますが。それぞれの活動をしていく中では、財政面、それから、人的な面というのが人数によってかなり違ってきます。そこにつきましては、それぞれの地域内でも当然いろんな取組とか、それに合わせた活動をしていただいているとは思いますが、行政といたしましても、いろいろな地域の実情等を聞きながら、必要な支援なりについてはまた検討をしていきたいと考えております。

○18番（三角真弓君）

確かに行政区長さんたちは本当に一生懸命地域のために頑張っていただいておりますので、行政区長さんたちのお考えが最優先ではあるかと思えますけれども、やはり今後、昨日も同僚議員の質問にありましたように、そういう集落の存続が厳しいところもあれば、人口が増えている地域、同じ八女市であってもこれほど変わってきたというような実態が見えてくるかなと思っております。そういう中で、運営を協力してもらえれば、八女市の財政にとって一つの基盤になっていくのかなと思われまます。

次に、税収面で資料を出してもらっております。1つは、直近5年分の課税標準額段階別所得割額、難しい言葉ですけど、要するに1人の住民の方の所得によって税金がかかるわけですね。改めてこの直近5年間を見まして、私自身も思ったことは、これは令和3年から令和7年まで出してもらっていますが、令和7年度100千円以下の方が1,195人、全体で2万5,962人ですので、パーセントからすれば4.6、100千円を超え1,000千円以下が1万182人、39.2%、1,000千円を超え2,000千円以下、8,018人、30.8%、以下、2,000千円から3,000千円と書かれていますけれども、1億円を超える方が1人となっております。

改めてこれを見てみますと、これは確かに控除額は引かれておりますけれども、基本的にはこの金額での生活となってきます。改めて2,000千円以下と言われるワーキングプア、働く貧困層ですね、こういう方たちが約70%です。これが八女市民の実態だと思っております。私も改めてこの表を見たときに、やはり住民の方の大変さを感じましたし、また、直近5年分の不納欠損、これはどうしても払えない人たち、この5年間の合計で2,124人です。金額にして約113,300千円となっております。裏を返せば、やはりこれほど生活に苦労されている。この2つの資料を見て、担当部長はどう考えられますでしょうか。

○市民部長（牛島新五君）

お答えいたします。

資料として出しております2つの表を見てということでございます。

まず1枚目、課税標準額段階別所得割額に関する調査ですけれども、こちらが課税標準額ということになっておりまして、確かに課税標準額の段階の2,000千円以下の納税義務者数がかなり多くなっているというのはあるんですけども、課税標準額というのは収入から経費を引いた所得、そこからさらに控除を引いた残りの金額ということになっておりまして、これが所得とは違うわけですね。特に、年金収入の場合は年金の所得控除が大きかったりとかありますので、この数字だけでは一概には言えないと思えますけれども、ただ、言えるのは、この5年間で大きな変動はないということが言えるのかなと思っております。

それとあと、不納欠損の表ですけれども、議員は払えない方がというおっしゃり方をされましたけれども、この不納欠損は基本的に債権の放棄でございまして、一番典型的なものは、

納税義務者が亡くなって相続人がいらっしゃらないということで、これ以上の徴収が見込めないため調定額を落とすということです、実際にいらっしゃるのに支払いができなくて不納欠損するというのはケースとしてはまれでございます。これはどうしてもこれ以上の徴収が見込めない、納税義務者がいらっしゃらないとか、そういった場合ですので、この不納欠損の人数で何を評価するのかというのは、実は税務当局のほうとしてもなかなか難しいところでございます。ただ、こちらの不納欠損の数値も、ここのところやや減少ぎみということでございますので、こちらとしては調定額を落とす件数としては減っていないということで、ある程度納税の金額としては悪い傾向ではないのかなとは思っているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

悪い傾向ではないというよりも、これは市民の皆さんの生活、暮らしが見える数字だと私は思っております。昨日の同僚議員の質問の中にもありましたように、コロナ禍以降、廃業、倒産の数というのも少なくないわけです。そして、12月7日の西日本新聞の1面に載っておりました。「多重債務者急増147万人」、3件以上の業者から借金する多重債務者が今年3月末時点で147万人です。しかも、その多重債務が一因とされる自殺者も増え、2024年度で853人です。これは、国のほうでも物価高対策が主力になっておりますけれども、これだけ市民の暮らしが非常に厳しいということの裏づけだと私は思っております。確かに今は時給が1千円以上ということを経済義務づけられてはきておりますけれども、やはり非正規雇用の増加と雇用環境の変化、短時間労働が増えたことや、もちろん物価上昇に対し賃金水準が上がっていない、こういったもろもろの要因がこういう結果を出しているのもあって、いろんな角度から市民の暮らしをやっばり見るべきだと思っております。

次に、補助金と交付金への考えをどう見直したらいいのか。

年間、負担金補助及び交付金というのが約2割近く予算の中で使われております。微増ではありますけど、内容は、国、県からの補助金や一般財源を使うもの、いろいろあるかと思っておりますけれども、この補助金の見直しもやはり財政の健全化の一つとしてやっていくべきではないかなと思っております。

令和6年度で約8,750,000千円、約19.74%が負担金補助及び交付金で占めております。国、県の補助というのは、もちろんそれをなくせとは言いませんけれども、一般財源から持ってくる交付金や補助金の見直しをやるのが大事だと思っておりますけど、直近でこの事業数というのはどのくらいあるのかをお尋ねいたします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

負担金補助及び交付金について、まず、直近の令和4年度、令和5年度、令和6年度の補助金の支出額につきましては、令和4年度が7,955,000千円で、件数としては56件（同ページ後段で訂正）でございます。それと、令和5年度につきましては8,831,000千円で52件（同ページ後段で訂正）、令和6年度が先ほど議員がおっしゃいましたように8,753,000千円で、件数としては540件あるところでございます。

こちらの内容につきましては、令和4年度、令和5年度が電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得者世帯支援給付金や、令和6年度におきましては定額減税調整給付金などの国の政策に伴う事業が大きな割合を占めておりまして、また、本市においては、事業を遂行するために、先ほど議員からも指摘がございましたが、国、県の補助をたくさん活用しているところがございますので、事業に応じた補助金が増減しているところでございます。（「すみません、令和4年度と令和5年度の件数が間違っていたようですけど」と呼ぶ者あり）すみません、令和4年度の件数が506件……（「56件とおっしゃったので」と呼ぶ者あり）すみません、令和5年度が524件です。（同ページ前段を訂正）

○18番（三角真弓君）

さっきおっしゃったように、国、県からの補助金でやる事業と市単独での一般財源を中心に使った交付金ですね、これをどう見直すかということが大事になってくるかと思えますけど、歳出削減の第一歩は事業の見直しからとも言われております。この500件以上ある、特に、令和6年は540件、金額にして87億円を使っております。1年ごとに全ての補助金を見直して、やはりその金額が今年と昨年と比較してどうなのか、また、行政区内の各種団体の補助金は補助金交付の根拠が曖昧であったり、長年の慣行で当初の目的がなくなったり効果が薄くなっている補助金もそのまま継続されていることも多々あるのではないかと思われております。この補助金に対しての見直し、担当課長はどう思われますでしょうか。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

市の単独補助金についてというところで少し話をさせていただきたいと思えます。

本市におきましては、八女市補助金交付の見直し指針及び市補助金効果検証確認表というもので、予算編成時とか、あとは、大体補助金が3年スパンで運用するケースが多いものですから、そのちょうど終わりの最後の時期、終期のタイミングでチェックを行ったりしております。

議員がおっしゃいますように、補助金の目的に照らし合わせまして、行政の責任分野すとか経費負担、あるいは必要性とか、緊急性とか、効果とか、こういった様々な観点から見直しを行いながら、事業を継続していくのか、あとは、拡充するのか、廃止するのか、縮小するのかといったところを確認、整理を行っていく必要があると思っております。

また、現在、第5次八女市総合計画後期基本計画の策定に当たっておりますけれども、その中で、やはり事業をPDCAサイクルをしっかりと回すためにも、行政経営システムというものをちゃんと庁内でもっと強化していくべきと思っています。事業の費用対効果とかを各職員がしっかりと見極めながら、そういった動きの中でこの補助金の効果等をしっかりと見極めていく、そういった体制強化に当たっていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

例えば、第三者機関による審査とか、これはやっぱり行政区長さんたちと行政区長会等の意見交換の中で、協力できるものとかできないもの、先ほど私も行政区のことを言っていましたけれども、補助金が約2割ほど歳出の中に占めておるわけですね。これをせめて15%に減らすだけでも、やはりかなりの歳出が減ってくると思いますし、そういったことを今から取り組んでいかないと、先ほど申しましたように、15年後の人口減少、生産年齢人口の減少にどう向き合っていけるのか。これは5年ごとの見直しではなくて、毎年毎年の見直しをやりながら、1年ごとに目標値を決めて、やはりそこを見直していくべきだと。その点、市長はどのように思われますでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、中・長期的に人口減少の中で歳入の減少も見込まれる中、歳出もしっかり見直していくべきという考えには強く賛同させていただいております。

その歳出の見直しに当たっては、歳出予算の性質、福祉なのか、経済政策なのかとかでも大きく考え方は変わってくると思いますけれども、その全体論というところで申し上げますと、今、やはり世の中がすごいスピードで変わってきている。従来行ってきた取組を同じ形で続けようと思うと、それは人口減少ということもそうですし、また、情報化だったり、社会の在り方、核家族化ですとか、いろんなそういった世の中の背景の部分、前提条件が変わってきている中で、当然、事業の在り方も変わらないといけませんし、それに合わせて補助金の内容というのも変えていかないといけないと思っています。

そういう中で、特に、経済政策につきましては、やはり既存の取組をただ継続するために補助金を出すのではなくて、世の中の情勢の変化に合わせて事業も変えようとする、進歩させようとする、そういったいわゆる挑戦に対してしっかりお金を投入していく。冒頭の答弁でも選択と集中と申し上げましたけれども、じゃ、どうやって選択をするのかというときに、ただ単に現状維持、今、世の中が変わったので事業も苦しくなっている、苦しくなっているからその部分を補填してくださいという取組、そういったところではなくて、今の世の中が変わっているのに合わせて自分たちも変わろうとする。ただ、その変化には当然リスクが伴

うので、そういったところにしっかり市の限られた財源を投入していくと、そういったメリハリが必要だと思っております。

一方で、見直しに当たっては、これは予算、お金の部分に限らず、やはり政策というのは一定の継続性も必要などころではございますので、そこは毎年ころころ変わって、結局、短期の取組しかできないとなってしまうのは本末転倒でもございますので、しっかり中・長期的な視点も持ちつつ、ただ、1年ごとに必要な部分と見直したほうがいい部分の見直しもしっかりやっていきたいと思っておりますので、そこは何より、まずは全ての部署が予算をもってそこを執行するわけでございますので、そういった見直しも含めた予算執行の考え方というのをまずはしっかり執行部全体で考え方の共通認識を図り、今後、毎年の予算編成に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

次に、時間外勤務への考え方ということであります。

合併時、平成22年から令和6年までの時間外勤務手当額を出していただいております。合計2,275,985,286円、1年間の平均で151,732,352円ということでございます。

これは唐突ではありますけれども、昨日も同僚議員のほうから体育館等への空調機設置のことを言われました。仮にこの22億円があれば、時間外を全て否定しているわけではございませんけれども、本市の21ある小中学校の空調設置はできるわけです。宗像市が3年かけて設置をやっておりますけれども、1か所が約90,000千円から1億円と言われております。避難所としても機能を果たすべき体育館への空調機が設置できるとなれば、やはり今後の時間外勤務ということをしっかり考えていただきたいと思っております。

原則、時間外は月45時間、年間360時間が法律で決められております。その時間外勤務が守られているのかということと、なぜこのように時間外が減らないのか。人件費として令和6年度では5,770,000千円が使われております。これだけの人件費を減らせとは言いませんけど、せめて時間外への考え方を本気で取り組んでいただかなければ、将来の財政は厳しくなるかなと思っておりますし、先ほど申しましたように、市民の皆さんの暮らしは非常に大変でございます。

そういったことを鑑みながら、よければこの時間外がなぜ減らないのか、その点、担当課長にお願いします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

時間外がなぜ減らないのか、増えてきているのかという要因だと思います。

要因については数点あると思います。まず1点目といたしまして、平成22年、合併時にい

た職員は649人でした。その後、定員適正化計画の適正な施行により、令和2年4月には554人と、正規職員の人数が減っている点が1点あると思います。

2点目といたしましては、平成24年の九州北部豪雨以降、中山間地域を中心に災害が頻発している点があると思います。その災害復旧に対する事務の増大があると考えております。

そのほかで申しますと、令和元年度から大流行した新型コロナウイルスに対する対策による事務の増大、また、最近では物価高騰対策による事務量の増大があると思います。

あともう一点、これは権限移譲の問題なんですけれども、これまで県が行ってきた事業、仕事の一部を市のほうが実施するようになるという権限移譲により市の事務量が増大している、そういった点が考えられると思います。

以上です。

○18番（三角真弓君）

分かりました。

会計年度任用職員も含め、もうちょっと人的な配置はあるかなと思っておりますけれども、これを各年度ごと、また、各部ごとを出してもらっています。令和6年度では選挙があったと認識はしておりますけれども、総務部の所管と健康福祉部所管で時間外勤務手当額が多いんですけど、人員配置を考えると、例えば、本庁と支所機能の割合ということも非常に大事かなと思ってます。支所が時間外がゼロではもちろんございませんけれども、支所でできるものは支所に任せ、そして、本庁でやることは本庁でやるということで、もうちょっと支所機能を強めること、また、そういう職員の人的な配置に関しまして担当部長にお尋ねいたしますけれども、例えば、各部署、総務部であれば総務部の担当の所管であり、また、その所管というのは各支所にはございますので、人が足りているのか、人的配置は大丈夫なのかということで、いろんな各支所を回るとか、人事課も総務部でありますので、そういうことをなさっているのか、お尋ねします。

○総務部長（坂田智子君）

お答えいたします。

本庁、支所とのそれぞれの業務の分担ということかと思えます。

支所の業務と本庁の業務というのは、それぞれの担当部署同士で協議をしながら、役割分担を持っております。その状況等につきましては、いろんな機会に支所長等から状況を聞きながら、人員が足りているのか、状況がどうなのかを確認しているところでございます。

○18番（三角真弓君）

申し訳ございませんけど、民間では考えられないことです。経営が厳しくなれば、人件費削減、そして、もちろん時間外はサービス残業となっております。これは決して公務員をバッシングしているわけでもございませんし、ただ、私たち議員も含め、公務員の方は公僕

ということをお忘れしてもらいたくはないと思っております。

そういった観点に立ったとき、本来であれば——これは答弁はよろしいです。副市長にお願いしたいのは、各担当部長の方たちはそういった権限をお持ちですので、各課の時間外に対して、なぜ増えているのかということへのチェックを入れてもらうこと、そして、各支所は人的配置で、その支所の地域がそれで潤っているのか、そういったことも含め、そういったことを今後やっていっていただきたいと思っております。時間的なものがありますので、これは要望としてお願いをしておきます。

今後、15年後の2040年、そして、2060年までの人口推計をホームページの中に八女市としては出してもらっておりますので、どうしても人口が減れば税収は減ります。今、このときから本当に全職員を挙げて、もちろんそれは行政区である、要するに市民の皆さん、私たち議会もそうです。全ての方がそういった意識に立つことが大事だと思っております。職員のワーク・ライフ・バランス、八女市民の皆様の暮らしの現状、また、皆様からの血税による財政であること、将来の財政の健全化等を考えたとき、今後、時間外勤務に対して市長としてゼロ宣言をされるでしょうか。お願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、時間外勤務というのは財政の負担にもなっている部分も当然ございますし、また、職員の働き方、仕事へのモチベーションといった観点からも、当然そこは縮減を図っていかないといけないと考えております。

一方で、残業ゼロ宣言をするかということに関しては、私はその数字をゼロにするというのは、やはり現時点では構造的に不可能。そこは議員からも御指摘いただいたとおり、選挙の部分でしたり、また、災害時、特に、八女の場合は災害だったり、コロナは落ち着いてきましたけれども、やはりどうしてもそういった有事の際に時間外勤務が一定程度発生するのはしょうがないですし、また、ワーク・ライフ・バランスの観点でいうと、当然、無駄な生産性のない残業はなくしていかないといけないですけれども、例えば、ここでもう少し、二時間頑張れば、よりそれが市民のためになる、そうやって頑張ろうと思う職員が自ら進んで残業するというのは、当然そこは心身に支障を及ぼさない範囲でというところで個人個人の判断にはなりますけれども、そこは一定程度はやはり許容すべき、許容したほうが市全体、市民の皆さんのためにもなると考えております。

そういった意味で、ゼロ宣言をすることで数字上ゼロを目指すとなると、意欲のある職員でしたり、どうしても構造的に働かざるを得ない職員にサービス残業を強いてしまう部分もありますので、そのゼロを目指すという宣言については、ある程度慎重にならざるを得ないのかなと考えております。

一方で、全体として、繰り返しになりますけれども、無駄な残業は当然ゼロを目指すべきだと思いますので、そこはやはり管理側の部課長もそうですし、職員一人一人がそこをしっかりと意識する、認識するということが大事ですので、そういったところの意識の普及というものを図っていきたいですし、また、今構造上の問題の一つとして、職員の勤務時間と開庁時間が一致しているがために、どうしても開庁前に準備のために早く来ないといけない、また、市役所を閉じた後に残務処理をしないといけないということで、そういった構造上の残業をなくすために時差出勤というのでも今年1月から導入したところですし、今後、そもそもの開庁時間をどうするのかといったところも含めて、ただ、何より、やはり引き続きしっかりと市民サービスを維持する、充実させるという大前提に立った上で、どういうところで残業、超過勤務を縮減できるかというのは、日々全庁を挙げてしっかりと検証してまいりたいと思います。

以上です。

○18番（三角真弓君）

ゼロ宣言というのをやりますということは市長として言えないところも重々分かっておりますけれども、1億円を切る、来年はせめて50,000千円とか、極端な減り方ではありますけれども、要するにみんなで協力し合うという体制づくり、そして、申し訳ないんですけど、支所でできるものを分担しながら、やっぱり仲よく、決して仲が悪いと言っているわけではございませんけれども、どうやったら協力的な仕事をやっていけるのか、災害があったとしても全庁を挙げてやればいいのかなどと思っております。

1点、これは金額でいいんですけど、時間外をやることで電気代がかなり上がってくると思うんですね。この直近の——時間外ではありません。どのくらいの金額が電気代として使用されているのか、その金額を教えてくださいたいと思います。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

電気代というと、時間外の方だけの電気代じゃなくて、トータルの電気代になりますけど、こちらの電気代につきましては、本庁と各支所の全ての電気代のトータルということで説明させていただきます。令和3年度が大体41,000千円、令和4年度が46,000千円、令和5年度が42,000千円、令和6年度が53,000千円、電気の使用量自体は支所によっては減っているところもございますし、本庁によっても減っているところがございますが、やっぱり今物価高騰で電気料が上がってたりするので、若干電気代が伸びているのかなと考えているところでございます。

○18番（三角真弓君）

小さいことを言っているようですが、少しでも歳出を減らすためには、やっぱり時間外

を減らせば電気代も減ってくるかなと思っております。

最後になりますけれども、災害に伴う市民の安心・安全な地域づくりということで、激甚化する今の災害に対して、国としても改めて、近年の少子高齢化の進展や被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等による社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっているということが言われております。資料によりますと、消防団の方で1,580名、防災士317名、合わせて1,897名となっております。

ちなみに、参考ですけど、消防団の方で最高年齢、そしてまた、平均年齢が分かればお願いいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

まず、八女市消防団の団員全体の平均年齢は44.6歳でございます。最高年齢につきましては、現役団員が64歳、機能別団員が73歳でございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

八女市としても、1,580名の方が本当に住民の皆様の生命と財産を守っていただき、仕事をしながら訓練をしていただいていることには改めて敬意を表するものです。

年齢的には44.6歳というのはまだ若いなというのを今感じたところですけども、昨日の同僚議員の質問等にありましたように、佐賀関のいろんな状況を見てみますと、やはり地域の支え合いという仕組みづくりを今後どうやっていくのか。日頃の教訓が生きた、やはり声かけが生きたということで紹介されておりますけれども、まさにそういう地域づくりをやることによって、消防団、防災士、また、自主防災組織というものがより具体的なものとして生かされてくるのではないかなと思っております。

顔の見える関係ということで申しますと、今からどういう地域をつくることによって災害が起こったときに助け合うことができるのか、これは何度も申しますように、佐賀関の火災はその一つの教訓を与えているかと思っております。南海トラフの津波に備えての防災意識が非常に高く、年1回の地域防災訓練でもほとんどの住民が参加をされるということです。誰もが顔なじみで、家族構成も互いに知る密な関係、声かけ、そういったことが非常に大事になってきます。

共助の力ということでありますけれども、提案ですけど、今からこの一番末端の隣組単位というのが非常に八女市として重要になってくるかと思っております。2つの隣組が一緒でもいいですし、中山間地に当たっては面積が広がるございますので、住民の方たちの状況というのがそれぞれの行政区で違うかと思っておりますけど、隣組単位の連携をつくることに対して副

市長のお考えをお願いしたいと思います。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃいますように、佐賀関の火災でありますとか、昨夜の青森の地震とか、いつ災害は発生するか分からないという中で、地域の方の顔が見える関係というのは非常に大事だろうと思っています。

防災対策は自助、共助、公助が基本であることは皆さん御承知のとおりでございますが、市としては、当然に公助の役割を果たすために、防災拠点の整備でありますとか避難所、そういうものの整備に取り組んでいるところでございます。一方で、市民の皆様お一人お一人の防災意識を高めながら、自分の命は自分で守ると、そういう行動を起こしていく等が大変重要であると思っております。

そのためにも、議員の御指摘のとおり、御近所の顔が見える関係において、隣近所の方がお互いに避難を呼びかける、隣人の命を気かける、そういうことで自助を促すことも共助の役割であろうと考えております。具体的には自主防災組織の活動でありますとか地区防災計画、そういうものを地域の中で広めながら、貴重な共助を醸成する、そういうことが必要だろうと思っています。

一例で恐縮ですが、11月に八女市消防団第1分団主催の防災フェスタという取組が福島小学校体育館で行われました。そこには子どもさんも含め、多くの地域の方が集まっていただきまして、火災のときの煙の体験でありますとか、VRによる消火体験、そういうものを体験されて、消防団の力の入った演劇とか、そういうものを含めて、防災意識を植え付けるという催しが行われております。そういうことを含めて、皆さんが災害に対する意識を高め、皆様の顔が見える関係を築くということで共助の輪が広がると、そういうことが大切だろうと思っていますので、市といたしましては、そういうものを情報発信しながら、しっかりと共助の取組の支援をしていきたいと思っています。

もう一点付け加えますと、高齢者、障がいを持たれる避難行動要支援者の方の避難行動に対する個別計画、この作成についても急がねばならないと思っています。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

確かに防災士、そして、消防団がこれだけの数、約2,000名弱いらっしゃっても、これだけの広い面積の中で、災害はいつ起こるか分からないときに、一番支えになるのはやっぱり隣組なんですね。そこには車椅子の高齢者がいらっしゃることも、おばあちゃんが昼間は一人だとか、具体的なことは、そこまでやらなければ、なかなかこれはみんなが災害を受けたときには大変だと思っております。

やり取りをやっている時間がございませんので、最後になります。

実は私が消防訓練の場に行ったある行政区で、やはり小型動力ポンプが壊れて使えないと。これは佐賀県もそうですけれども、消防車両が入るまでの道路の幅がないようなところというのは旧八女市でも多くございますし、ましてや空き家がかなりある。中山間地にもかなりそういった場所は多いと思うんですね。そういった中で、この小型動力ポンプの必要性というのは今後どうしてもあると思いますし、これが一部の補助でしか買えないわけです。最高3割補助、最高400千円が上限でございますけれども、この小型動力ポンプに対する補助について、やはり行政区の予算の規模が全く違う八女市といたしましては、その行政区の状況を見て、これは差別ではないと思うんですけど、この小型動力ポンプの整備に対して、八女市として補助率を行政区単位の人口で変えていただくこと。やはり2,000千円近い動力ポンプだろうと思いますけれども、市長に最後にお願いしたいんですけれども、今後、市からの補助金に対しては、必要なもの、地域でできるもの、なくしていくもの、そして、補助金自体に格差をつけていかなければ、先ほども示したように、やはり行政区の予算が違いますので、その点、市長はどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘の小型動力ポンプをはじめとして、やはり市民の皆様の命、安心・安全を直接的に守るような備品等については、しっかりそこは各地区ごとに購入いただけるような体制を整えていただかないといけないですし、そこに対する市の補助というのも当然充実させていかないと考えております。

そのときに、議員御指摘のところは、恐らくさっきの御質問の中にもあったとおり、行政区ごとに大きさ、構成する家庭、人員が大きく異なることによって、その購買力というところが行政区によって大きく異なってくる。そういったところに関しては、まさに行政区によっては十数人のところから数百人いるところまで、やっぱりそこに大きく差があるということは、その差を前提とした補助の在り方というのも考えないといけないと思いますし、また、そもそもそういった大きく格差があるという部分、昨日の一般質問の中でも行政区の見直しについて御質問いただきましたが、やはりそこは一定の平準化は図っていかないとけないのかなと思います。

いずれにしても、各個人、各家庭が所属する行政区によって安心・安全の程度に差が出るというのはあってはいけないと思いますので、行政区の見直し、そして、行政区ごとの補助の在り方、その両方を併せてしっかり検討して、災害時の市民の皆さんの安心・安全を守るための方策については一層充実させてまいりたいと思います。

以上です。

○18番（三角真弓君）

もう時間がありませんので、まとめになりますけれども、今回、第5次総合計画の後期基本計画を立てられるに当たっては、財政フレームというものをしっかり考えながら、そして、地域の安心・安全、今の現状を把握し、15年後、20年後、30年後の八女市が存続をしていくための財政運営ということを今後市長に期待をしたいと思っております。

しつこくなりますけど、小型動力ポンプは本当にしっかり配置をしていただくことを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

9番高山正信議員の質問を許します。

○9番（高山正信君）

皆様お疲れさまです。9番高山正信でございます。傍聴の皆様におかれましては、お忙しい中お越しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大きく2点質問をいたします。

まず、1点目が民生委員・児童委員への活動支援について、2点目が八女市の農業の在り方についてでございます。

詳細につきましては質問席にて質問をいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

9番高山正信議員の一般質問にお答えいたします。

1の民生委員・児童委員への活動支援について、(1)民生委員・児童委員の現状についてのお尋ねでございます。

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員であり、本市の定数は、民生委員・児童委員が187名、主任児童委員が26名の計213名となっております。市内全域に活動の拠点となる13の校区協議会と、その横断的な組織として、八女市民生委員・児童委員連絡協議会が設置され、高齢者世帯や生活困窮世帯、子育て世帯などの見守りなど、地域から市をはじめとする各支援機関等へのつなぎ役として活動いただいております。

(2)の民生委員・児童委員への今後の活動支援についてのお尋ねでございます。

本市では、各校区協議会や主任児童委員部の代表者が出席する民生委員児童委員連絡協議

会を毎月開催し、課題の共有や活動に必要な情報の提供等を行っております。

また、民生委員・児童委員全員を対象とした各種研修会の開催や活動費支給等を通じて、民生委員・児童委員の活動を支援してまいります。

次に、2、八女市の農業の在り方について、(1)担い手確保と新規就農支援の再構築についてのお尋ねでございます。

担い手の確保につきましては、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人、女性農業者、集落営農組織等の多様な担い手への支援策を講じるなど、農業、農村の持続的発展に向けた取組を継続してまいります。

新規就農支援につきましては、農業者の高齢化と減少が急速に進む中、将来における担い手を確保する上で重要な課題であると認識しております。これまで関係機関と連携し、野菜等の施設園芸等を中心に新規参入者への支援を行ってまいりましたが、昨今の農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、後継者不足や荒廃農地の増加が懸念されます。

今後は、親元就農者に対する支援の拡充や、果樹、茶、普通作部門における新規就農者の育成、確保に向けた支援体制の強化など、新規就農支援の再構築に向けて取組を進めてまいります。

(2)鳥獣被害対策の強化について。

本市の有害鳥獣対策につきましては、農地への侵入防止の自衛策と捕獲による個体数調整、野生動物を寄せつけない鳥獣の生息環境管理、この3つを柱に推進しております。

鳥獣による農林産物への被害は、本市の農業経営や農業意欲に影響を及ぼす深刻な問題となっております。現在、有害鳥獣捕獲員の皆様には一年を通じてイノシシや鹿等の捕獲活動を実施していただいております。

今後、さらなる被害の軽減と捕獲効果を図るため、捕獲員の担い手育成、確保による捕獲体制の充実、実証導入している箱ワナ管理システムの普及、先進的な自治体が導入しているICT技術やドローンのリモートセンシング技術などを研究し、有効な技術と手法を活用した効果的な捕獲方法を追求するとともに、捕獲後のジビエ肉等の利活用や処分方法の検討も併せて進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（高山正信君）

まず、民生委員・児童委員への活動支援についてでございます。

民生委員・児童委員の現状についてお伺いしますが、本市における民生委員・児童委員の皆さんは地域の最前線で住民福祉を支え、見守り活動や相談支援など、多岐にわたる重要な役割を担っておられます。特に、少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進む中で、その存在はますます欠かせないものとなっております。

このたび、12月1日には改選が行われ、新たな体制での活動がスタートしたところであります。まずはその現状について確認をしたいと思います。

12月1日の民生委員・児童委員の改選により新体制での活動が始まったのですが、新任の民生委員・児童委員さんは何名おられるのか、また、新任委員が多い地区や特徴があればお伺いいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

今回の民生委員一斉改選で、民生委員・児童委員、主任児童委員は実員数が合計で206名でございまして、そのうち、新任の委員が145名で全体の約70%、再任の委員が61名で約30%となっております。また、一部に再任のほうが多い、あるいは新任、再任同数のところがありますが、ほとんどの地区で新任の委員の割合が多くなっておりまして、特に多いのが上陽、黒木、星野校区となっております。

○9番（高山正信君）

今、課長が言われましたように、新任の方が145名、全体の約7割を迎えられて新体制での活動がスタートしているんですが、一方では、資料を頂いているんですが、委員が不在となっている地区もあります。前期は212名と1名の欠員であったと認識しているのですが、今回は民生・児童委員さんと主任児童委員さんを合わせて7名の欠員となっております。しかし、12月1日以降に主任児童委員さんが1人決まられたということで、全体で欠員が今6名と聞いております。

民生委員・児童委員の皆さんは、最初に言いましたように、地域の見守りや相談支援など、住民福祉の最前線で重要な役割を担われております。欠員が生じることで、活動の連続性や支援体制に支障を来すことが懸念されております。

そこで、お伺いしますが、欠員が発生している地区ではいろいろな支援の継続に支障が出ているということも聞いております。市として欠員地区における支援をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

まずは地域の皆様に今後も継続して候補者を探していただきたいこと、そして、地域での説明や候補者へお願いに行かれる場合は市も出席しまして、一緒に参りますといったようなことを行政区長にお願いをしているところでございます。

欠員が出ている地域では、住民にお困り事があれば、市役所など様々な相談窓口の連絡先が毎月の広報に掲載されておりますので、そこへ御相談くださいと住民に周知をしていただくこと、また、隣組長さんが広報紙を配付される際にはできるだけ手渡しをしていただきま

して、見守りにつながるようにと行政区長をお願いをしているところでございます。

場合によっては、本来、民生委員さん方をお願いしている業務を市が行うことも想定されます。市内の小中学校区や旧町村単位で設置されている各民生委員協議会、そして、社会福祉協議会とも連携を取りながら、地域福祉が停滞しないように努めていかなければならないと思っております。

○9番（高山正信君）

以前、前期の1名欠員の状態のときに同僚議員が同じような質問をされた中で、欠員の地区はどういったフォローをされるのかとの質問に対しまして、担当課が必要に応じて直接当事者と連絡を取るなどしておりますけれども、やっぱり日頃の見守りなどが困難になっている状況であるとの答弁でございました。どうしても欠員地区を職員の皆さんでカバーするのは負担が大き過ぎて、実際問題、民生・児童委員さんの代わりはできないと思っております。だから、そもそも委員の担い手が確保できなければ根本的な解決にはつながらないと思っております。

地域福祉の継続性にも影響が出てしまうと考えるのですが、そこで、今、欠員が6名おられるということですが、欠員が生じている地区では、そもそも成り手が確保できない原因があると思うのですが、市として候補者が集まりにくい要因をどのように分析しているのか、お伺いいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

担い手不足の要因としましては、定年の延長や物価高騰などで高齢でも働く人が増えて、民生委員活動と仕事との両立が難しいこと、また、社会が複雑化、多様化する中で、高齢者や子育て世帯、生活困窮世帯の見守りなど活動範囲が幅広く、精神的な負担も大きいこと、さらには委員の処遇や人口減少、高齢化で人材そのものが少なくなっていることなどがあると考えております。

○9番（高山正信君）

今、課長が言われましたように、担い手不足の背景には、活動範囲の広さや精神的負担の大きさなど、民生・児童委員の皆さんに求められている役割が年々増大していることが原因じゃないかなとも思っております。特に、高齢化が進む中で、地域の実情に応じた対応が一層求められており、現場で活動されている委員の皆さんの負担は大きくなっていると考えられます。

そこで、お伺いしますが、高齢化が進む中で、独居高齢者の見守りや訪問回数が増えるなど、委員の業務量や負担は確実に増加していると聞いております。市として現任の民生委員・児童委員さんの負担状況をどのように把握しておられるのか、お伺いいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様には大変な御苦勞をおかけしております。本当に感謝をしております。

委員の皆様の負担状況の把握につきましては、市が事務局として毎月開催しております民生委員児童委員連絡協議会での様々な意見交換や、毎月提出していただく活動報告書、場合によっては個別の聞き取り等も行いながら、民生委員さん方の心身の負担や業務上の困難な点、支援が必要な点などの実情の把握に努めているところでございます。

○9番（高山正信君）

新体制の下、活動をスタートされた一方で、担い手不足や業務の多様化、負担の増大といった課題を抱えておられるということだと思います。地域社会のために御活躍いただいている委員の皆さんの活動を持続可能なものとしていくためには、こうした課題を踏まえた支援策が必要だと思っております。

そこで次に、今後の活動支援についてお伺いしますが、これまでの答弁で民生委員・児童委員の皆様が地域福祉の要として大きな負担を抱えながら活動している現状を確認したところでございますが、地域を支える体制を維持していくためには、委員の皆さんが安心して活動を継続できる環境整備が不可欠であり、その負担軽減や業務の効率化に向けた支援が求められると思っております。

そこで初めに、業務の効率化や負担軽減のため、タブレット端末やICTの活用も必要だと考えているのですが、市として検討状況をお伺いいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

業務の効率化や負担の軽減の必要性は感じておりますが、民生委員活動は地域での対面と直接の対話が中心でございまして、紙でのやり取りが多く、また、委員や見守りの対象は高齢の方も多いので、連絡には電話が多いというのが実情でございます。

しかし、民生委員同士の連絡網としてグループLINEが使われている協議会もございますので、タブレット端末やICTの活用につきましては、現場の声をお伺いして、メリット、デメリットなどを整理しながら、今後、慎重に研究してまいりたいと思っております。

○9番（高山正信君）

ICTの活用については、現場の実情を踏まえながら検討を進めていただくと必要があるということだと思うんですが、一方で、民生・児童委員の皆さんは、地域の見守り活動だけでなく、各種報告や記録など、事務作業においても負担が増えていると伺っております。こうした事務面での負担軽減も活動を継続していただく上で重要な課題だと考えております。

次の点についてお伺いいたします。

民生・児童委員の事務作業は煩雑で負担となっているとも聞いておりますので、市として記録様式の簡素化、デジタル化を進める考えはあるのか、お伺いいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

民生委員さん方には毎月活動報告書を提出していただいておりますが、記入の御負担は本当に申し訳なく思っております。

報告書につきましては、国が民生委員の活動状況を取りまとめるために全国統一の様式となっております。内容につきましては、相談、訪問活動の種類、回数、地域行事や会議への参加状況、各種証明事務の回数や件数、その他を記録していただくものでございます。集計用の電子ファイルがございますので、希望される民生委員さんには提供ができますが、令和5年度に照会したところでは希望者はお一人でございました。そのほか、市が独自に依頼するような場合は、なるべく記入内容を簡素化するよう庁内で周知徹底してまいりたいと思います。

○9番（高山正信君）

今、課長答弁の中で集計用の電子ファイルの希望者が令和5年で1名ということでございますが、現在は御自身が機器をお持ちでない委員の方も多くおられると思いますので、タブレットを貸与し、誰もが使える環境を整えることで、電子化へのニーズや活用は自然と広がっていくんじゃないかなと思っております。

実際に石川県野々市市では委員の皆さんにタブレットの貸出しをされて、委員の皆さんが活動されているということでございます。波及効果として挙げられているのが、民生委員活動の強化、成り手・担い手不足解消の一助ということでございます。この野々市市では、12月1日の新体制での年齢構成が40代が13名、50代が17名、60代が47名、70代が20名で、平均年齢が62.5歳ということでございました。ここでは全ての方がタブレットを使われているということでございます。

また、活動記録は 구글フォームに入力して報告するか、紙媒体で報告するかということでございますが、 구글フォーム入力の方が約6割、紙媒体で報告されている委員さんが約4割ということでございます。いきなりタブレットに切り替えるのはもちろん難しいことですが、ただ、担い手を確保するためには、働きながら委員をできる環境であったり、いろいろな感染症が流行した場合にも対応できるように、まず、手元にタブレットをお渡しして慣れていただいたり、また、一部に試験的にタブレットの貸与をするなどして、負担軽減策を講じていただきたいと思いますと思っております。

そこで、次にお伺いしますが、高齢者増加により訪問・巡回回数が大幅に増えている現

状、また、燃料高騰、物価高騰が続く中、現在の実費弁償額が実態に見合っていると考えているのか、お伺いいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

法律では民生委員には給与を支給しないとされておりますが、国、県から実費弁償的な意味合いで活動費が支給されておりました、市もこれと同額を予算措置してお支払いしているところがございます。

しかしながら、実態に見合っていないという声や、燃料費の高騰、物価の高騰といったような状況は十分認識、理解をしているところがございます。ほかの自治体の状況も十分に把握しまして、少しでも民生委員さん方が活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○9番（高山正信君）

八女市としても、燃料費の高騰や物価上昇などを踏まえて、実費弁償額の在り方については課題認識を持ち、他自治体の状況も把握されていると今おっしゃったんですが、それでは、近隣自治体の実費弁償はどのようになっているのか、分かる範囲でお願いいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

国、県からの活動費とは別に、自治体独自で支給している個人活動費がございます。筑後地区12市町の平均は1人年額で約71千円でございます、12市町のうち、最高は118千円、最低は48千円となっております。八女市は61,700円でございます。

○9番（高山正信君）

この八女市の実費弁償額は、この広大な面積で高齢化も進んでいる現状を踏まえたと、近隣自治体と比較しても低い水準じゃないかなと思っております。

そこで、民生・児童委員の最後に市長にお伺いします。

民生・児童委員さんは地域に不可欠な存在であり、負担は増え続けています。活動継続のためにも、実費弁償額を現行より引き上げて活動環境を改善する考えがあるのかをお伺いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、今、八女市全体で少子高齢化が進む、また、地域の人と人との関係がどうしても希薄化している中においては、民生委員・児童委員の皆様の役割というのは、より一層重要になってきていると認識しております。その中で、民生委員・児童委員の皆さんの待遇改善、これは今御指摘いただいた経済的な部分もそうですし、これまでの質疑応答

の中でも御指摘いただいたような働き方、業務の見直し、そういったところを総合的に取り組んでいくべきだと思っております。

特に、経済的な支援というところについては、今、課長からも答弁があったとおり、基本的には民生委員の皆様には給与は支給しないということが法律では決まっているところですが、やはり八女市は面積が広いということで、移動のところ、ガソリンも最近は多少下落傾向でありますけれども、いろんところで費用がかかってくる、そういったところでの経済的な負担というのはできる限り軽減すべきだと思いますので、そのところは来年度の予算編成に向けて、どういった金額が適切なのか、周辺自治体との比較もそうですし、また、八女市の場合は面積だったり、また、民生委員1人当たりどれぐらいの世帯を受け持っていたらいいのか、そういったいろんな情報を踏まえて適切な金額というものをしっかり中で議論して、今後お示しをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○9番（高山正信君）

非常に前向きな意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

先ほど言われましたように、民生・児童委員さんはボランティアでされてはおりますが、今回、6人の欠員がまだおられる状況で、なかなか担い手が確保できていない状況もございます。引き続き安心して活動できるように、市として一層の支援をお願い申し上げまして、次に移らせていただきます。

次に、八女市の農業の在り方について、担い手確保と新規就農支援の再構築についてお伺いいたします。

これまでもこの農業問題に関しましては、いろいろな角度から質問をさせていただいております。その中で気になるのが、新規就農者と離農者の関係でございます。ここをしっかりと整理しておく必要があると考えています。特に、親の農業経営を引き継ぐ親元就農は、地域の継承という観点から最も重要な担い手でありながら、その実態把握や支援は十分とは言えません。新たな担い手が増えても、同時に離農が増えているのであれば、農業産業は維持できません。就農と離農の両面から現状を的確に捉えることが、今後の施策を考える上で欠かせないと考えております。

そこで、まずお伺いしますが、経営開始型受給者以外の親元就農などの新規就農者数の実数は直近5年でどのように推移しているのか、また、直近5年の離農者数と、うち経営開始型受給者の離農者数も併せてお伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

国の交付金や市の補助金を受給される新規就農者以外の方、すなわち親の経営をそのまま

引き継がれる交付金の受給が受けられない後継者がどのくらいいるかというお尋ねだと思います。

福岡県の八女普及指導センターが実施しております青年等就農実態調査からしますと、令和2年度で13名、令和3年度で7名、令和4年度で4名、令和5年度で5名、令和6年度で8名、5年間で37名です。年平均しますと、7名から8名の方が親元での就農となっております。

離農者数でございますけれども、市として調査は行っておりませんが、税の申告者におきます農業所得者数の減少を見ますと、令和2年から令和6年で304名減少しております。離農者数の参考的な目安かなということで考えております。

それから、経営開始型受給者の離農者数でございますけれども、令和2年から令和6年までの5年間で55名が就農されておまして、うち2名が離農されてあります。病気等による理由から、補助金の返還の事案とはなっておりません。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

新規就農者や親元就農者の把握はしっかりとされているんですが、離農状況については十分な把握ができていないということじゃないかなと思います。

農林業センサスによりますと、2025年版がまだ発表されておませんが、2010年から2020年の農林業センサス、10年間で八女市の農家数は1,961戸減っております。要は1年間に200戸近くが離農されているということになりますので、今の就農者数では、今後、大きく就農者が減っていくんじゃないかなと思っております。

その離農者を把握することは非常に重要になってくると思いますので、そこで、JAや各部会と連携し、新規・既存農家を含め、離農者も毎年把握できる仕組みを市として構築する必要があると思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

離農される農家の把握についてでございますけれども、JAの部会ごとに情報共有がされておまして、規模拡大を希望される農家への農地の流動化に努めていただいているところでございます。

新規就農を目指される研修生等へのマッチングについても、関係機関が連携しながら、施設園芸中心でございますけれども、部会員さん等の理解を得ながら、遊休農地、ハウスの調査を基にして、優先的に新規就農者の方への農地、ハウス等の確保に努めておるところでございます。

市として離農者の把握の仕組みの構築ができないかというお尋ねだと思います。

離農者の把握による経営基盤の継承ですとか農家へのマッチングする仕組みづくりは、耕作放棄地発生防止はもとより、産地の維持の上で非常に効果的と思っております。特に、新規就農者の受入れ体制の強化の観点からは緊急な課題であると考えております。

農業委員会において、農地パトロールによりまして農地の適正管理、意向調査などを踏まえた農地の利用調整活動に尽力をいただいているところでございます。市としましては、こういった課題を含めて、まずは先導的な立場で、JAをはじめとして、農業委員会、農地中間管理機構などと連携をしながら、特に、課題であります果樹とかお茶、部門ごとの特性、課題、それから、園地情報なども共有しながら、将来に向けた離農者把握によりまして経営基盤のマッチングなど、仕組みづくりに向けましては、各部会等々、生産者の方と一体的に進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

離農者の把握に向けては、関係機関と連携を取って進めているということではありますが、一方で、担い手確保と定着を進めていくには、離農を防ぐだけではなく、新規就農者が安定して農業を継続できる仕組みづくりが求められております。その中でも、地域の基盤を引き継ぐ親元就農者への支援は重要な位置づけになると考えております。

そこで、現行の親元就農支援のどこに課題があると認識しているのか、改善の必要性をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

国の親元就農への支援につきましては、これまで親と経営を分離して、新たな品目の導入など、経営発展に取り組むことが条件となっておりました。本年度より国の事業も一部制度が緩和されまして、親と同一品目でも、新規就農と同等の初期投資を行う場合、例えば、一定の規模拡大や、それから、新たな栽培方法や新技術の導入など、一定の取組によっては対象になっております。

以上のことから、地域や産地の中心的立場であられます認定農業者の親の経営をそのまま継承される親元への就農者のみが国や市の給付金がない、このことそのものが課題であると考えております。

昨今、生産資材とか農業機械の高騰、それから、気候変動の対応とか、営農技術も変わっております。効率化も図る必要がございます。様々な対策への費用負担が生じるなど、通常の経営を引き継ぐにしても厳しい背景がございますので、そういった状況から、今後、親元就農支援への改善の必要性はあると考えております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

一部の制度が緩和されたというのは認識しているんですが、地域農業の中心的立場でおられる親元就農のみが就農の際、国や市の給付金がない、これは課長答弁にありましたように本当に問題だと思っております。担い手の定着を図る上では、新規就農者全体の支援が必要なことはもちろんですが、地域の生産基盤や技術を受け継ぐ親元就農はその要となる存在だと捉えております。安定した経営の継続につながるこの形態を将来の八女市農業を支える柱として、より確実にサポートしていただくことが求められているのではないのでしょうか。

そこで、本市農業を支える基本として、親元就農への支援強化が必要ではないかと思うんですが、市としてどのように考えているのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

八女市の農業を支える基本は、議員の言われるとおり、やはり私も地域や産地の中心的な立場であります認定農業者の方と思っております。その経営を継承される親元就農者は、やはり地域の次世代のリーダーであると考えております。

先ほども答弁いたしましたけれども、様々な環境変化に対応すべく、対策を含めて、現状の国や市の支援に乗らない親元就農者に対する新たな支援の検討は必要ではないかと考えております。その上で、現在、他県、あるいは他市町村の様々な親元就農支援の情報を収集しているところがございますので、引き続き前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

本市としても親元就農の支援の重要性については御理解をさせていただいている、共有できているものと思っております。

そこで、市長にお伺いいたします。

今後の担い手政策の柱として、親元就農支援の強化をいち早く進めていただきたいと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、八女市の農業の発展のためには、新規就農者への支援のみならず、親元支援というところも非常に重要であるというのは課長からも答弁があったとおりですし、過去の一般質問の中でも、高山議員とのやり取りの中で申し上げさせていただいたとおりでございます。

その中で、親元就農に対する支援をどうやっていくか、どの程度の規模だったり、どういう内容にしていくかというところについては、課長から答弁があったとおり、今年、国のほ

うも親元就農に対して一定の要件の下で支援策を充実させているところがございますけれども、これまで親元就農よりも新規就農のほうが支援策が充実していたのは、基本的に親元就農よりも新規就農のほうがリスクが高いという考えの下であったと思うんですけれども、一方で、いろいろ現場の方のお話を聞いていますと、親元就農の場合も使っている機械がかなり老朽化していて、結局、新規就農と同等のコストがかかる、そういったお話も様々聞くところがございます。

そういった現場の意見も引き続きしっかり耳を傾けながら、親元就農に当たってどういったリスクがあるのか、どのような支援が必要なのかというところを今後の支援策についてはしっかり充実を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

ぜひとも親元就農支援をいち早く推し進めていただきますようお願い申し上げまして、次の鳥獣被害対策の強化のほうに移らせていただきます。

本市ではイノシシや鹿をはじめとする有害鳥獣による農作物の被害が後を絶たず、農家の皆さんの営農意欲を著しく低下させる深刻な問題となっております。この問題は、昨日も同僚議員のほうからあった質問でございますが、重なるところもあるかもしれませんが、まず最初に、八女市における鳥獣被害額と捕獲頭数の推移、被害の内訳について現状をお伺いいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

八女市におけます令和6年度の鳥獣によります農林産物の被害額につきましては105,253千円でございます。そのうち、野生イノシシによる被害額が52,276千円となっております。また、そのうち、果樹の被害額が25,858千円と、イノシシの被害によります約半分を占めておる状況でございます。

また、昨年度初めて鹿によります杉苗等の食害によります被害が報告されておるところでございます。

次に、野生イノシシの捕獲頭数につきましては、猟友会等の御協力によりまして、過去最高の3,687頭を捕獲いたしております。野生イノシシの捕獲頭数につきましては、2,000頭から3,700頭の間で、隔年で増減を繰り返しておるという状況でございます。捕獲によります一定の効果は上がっておりますけれども、野生イノシシの繁殖力が高く、また、生息区域の拡大等によりまして増加傾向にあると判断をしておるところでございます。

また、アナグマなどの小型獣類の捕獲頭数も1,355頭と前年比1.7倍となり、増加している状況でございますので、注視しているところでございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

被害が拡大する一方で、捕獲の最前線で活動していただいている猟友会や捕獲員の皆様の高齢化、担い手不足が深刻化しております。このままでは現場の体制が維持できず、迅速な対応が難しくなることが懸念されております。

そこで、捕獲現場体制の維持、強化について、市としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

捕獲体制の維持、強化につきましては、鹿やイノシシの生息区域の拡大によりまして、中山間地域だけではなく市街地での出没も確認されるなど、鳥獣による農林産物被害や生息環境の被害が深刻化する中、これらの課題を農林業従事者や鳥獣捕獲者だけのものではなく、地域全体の課題として捉えた取組が重要だと認識しております。特に、有害鳥獣の捕獲による個体数の調整につきましては、農林産物被害や生態系の保護、または人の生活環境の安全を確保するためにも最も有効な対策だと考えております。

現在、本市より捕獲従事者として委嘱しております猟友会は、八女猟友会、八女東部猟友会を合わせて182名であります。捕獲者であります猟友会の皆さんは、高齢化によって減少傾向でございます。担い手の育成、確保は喫緊の課題だと受け止めておるところでございます。

それを受けまして、ICT技術の活用や、また、ドローンのリモートセンシング技術などの有効な技術を手法として活用した効率的な捕獲方法を追求して、捕獲者の負担軽減に努めながら、捕獲活動が捕獲者の皆さんにとりまして魅力ある活動につながるよう、取組の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

先月、分野別の意見交換会がありまして、有害鳥獣の捕獲についても質問が出されております。その内容は、捕獲した鳥獣は全量を回収するか、または適切に埋設処理することが基本となっておりますが、埋設するためには、個体の大小で差はあるものの、個体に応じて埋める穴を掘る必要があります。ただ、山ともなれば根が張り、石もあり、容易ではなく、重機が必要で、会員のほとんどが重機を保有していない現状から重労働であり、埋設することが私たちの課題であるということでもあります。

そこで、お伺いしたいんですが、捕獲後の個体の処分方法の改善や負担軽減について市としてどのように考えているのかをお伺いいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

捕獲者であります猟友会の皆様にとりましては、捕獲後の処理方法について大変御尽力していただいております。特に、今、議員のほうもおっしゃいましたように、山で捕りまして、一部はジビエ肉とか、あと自家消費とかされておりますけれども、そのほとんどが埋設されてあるとお聞きしております。そういったことから、この埋設処分につきましては多大な労力を必要とおしているということで、従事者にとりまして大きな負担となっておりますことは十分に承知しております。この処分方法を解決しないことには、今後の捕獲活動に大変影響してくるのではないかと認識しているところでございます。

捕獲活動を持続可能にするために様々な処分方法を今後研究してまいりますけれども、ただ単に埋設や焼却処分をするだけでなく、品質のよいイノシシにつきましてはジビエ肉としての活用をしたり、そのほか、ペットフードや肥料など、様々な製品へ活用することで、地域資源としての有効利用、さらには地域経済の活性化にもつながるものだと考えておるところでございます。

市長答弁のほうにもございましたように、現在は八女市の一部が豚熱感染区域と指定されておりまして、捕獲されたイノシシは当分の間、ジビエ利用ができないところでございます。先進事例の研究や民間事業者、関係団体との連携を深めながら、その実現に向けて研究を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

今、課長が言われたように、ジビエとか、昨日、市長も2つの重要な柱でジビエの活用ということがあったんですけど、令和五、六年で捕まえた中でジビエになった割合が恐らく3%ぐらいしかになっていない。多分、鹿が半分近くは。ただ、絶対的に捕れる頭数が鹿は少ないもので、それぐらいの活用がされているんですけど、イノシシに関しては非常に少ない。だから、これを例えば3割に上げる、4割に上げるというのは非常に厳しい状況じゃないかなと思っております。

猟友会の皆様たちの捕獲後の負担軽減や処分方法の改善を進めていくためにも、まずは捕獲を担っていく方々への適切な支援が不可欠だと考えております。昨今は社会情勢も大きく変わっており、物価資材の高騰や燃料高騰が進む中で、捕獲員の方々の経費も大きく増えていると伺っております。

そこで、現行の捕獲補助金はいつから据え置かれているのかをお伺いいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

現行の有害鳥獣捕獲事業補助金につきましては、平成22年度よりそのまま据置きとなっております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

平成22年より据え置かれているという現行の補助金では、命を張って地域を守っていただいている捕獲員の皆さんの思いとその責務の重さに十分応えることは難しいと感じております。鳥獣被害が深刻化する今こそ、現場で奮闘されている方々の使命感にしっかりと寄り添う取組を市として示していただくときではないかなと思っております。

頂いた資料を見ますと、八女市としてイノシシで補助金を出されたのが約31,000千円、国のほうが出された交付金が14,841千円、これは国のほうの交付金が一定の金額に達したため支給ができなかったために、これだけ金額が違うんじゃないかなと私は認識しているわけですが、そこで、最後に市長にお伺いいたします。

処分の課題とはまた切り離しまして、八女市は近隣自治体と比較して捕獲頭数が大幅に多いため、捕獲活動への正当な評価として捕獲補助金の増額を検討してほしいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○市長（峯原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、狩猟者の皆様には大変な御苦勞をおかけしている中で、有害鳥獣の捕獲、ひいては農業だったり市民の安心・安全に貢献をいただいておりますので、その奨励補助金の見直しというのは、市としても皆様をお支えするという方策の一つだとは思いますが、一方で、足元の状況を見ますと、先ほど課長が答弁してもらったとおり、今後、活用を進めていきたいと思う一方で、豚熱の発生によって、今、猟友会をはじめ、関係者の皆様の話の聞いていると、お金で解決できるところではないと。これも議員から御指摘いただいたところですが、まさに埋設が非常に大変になっていて、これまで数少ない、割合としては低い活用をしていた部分も、豚熱の発生によって、法律で基本的には原則その場に埋設をしないといけないといったような非常に大きな制限がかかってしまっている状況でございます。

したがって、まずは豚熱がある意味、有事でございますので、今、予算もどうしても限られる中で、当然全てのところを充実させられればいいんですが、足元という部分では、まずは奨励金の増額よりも、埋設に係る負担を減らす。そこを例えば、当然、やり方についてはこれからしっかり関係機関と議論をしないといけないですが、一括して市のほうで埋設する場所を確保するですとか、埋設の一定のコストを負担するですとか、まずはそういった豚熱対応というところにしっかり対応しながら、一方で、中・長期的に狩猟者の確保等、

様々な課題もございますので、平成22年から10年以上見直されていないという現状、また、他自治体の事例等も踏まえながら、今後の奨励金については見直しは引き続き図ってまいりたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

確かに埋設は本当に深刻な問題だと思っていますので、そちらのほうも進めていただきたいと思います。

本日は、民生委員・児童委員さんの現状と課題、そして、農業問題では親元就農を含む担い手の確保、有害鳥獣の捕獲個体の処理や補助金制度の在り方などについて質問をいたしました。いずれの課題も地域の暮らしと1次産業を支え、未来につなげていくために待たなしに取り組むことだと考えております。現場の皆さんの声に耳を傾けながら、一つ一つ着実に改善を進めていただきますようお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

9番高山正信議員の質問を終わります。

13時15分まで休憩します。

午後0時15分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

6番久間寿紀議員の質問を許します。

○6番（久間寿紀君）

皆さんこんにちは。昼食後の眠い時間かもしれませんが、少々の時間お付き合いください。

また、傍聴に来ていただいた方、ネット中継を御覧の方々には感謝を申し上げます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日は、私はいつものことですが、旧八女郡地域、特に山間部地域の経済問題と、その地域のにぎわいについてということで1つ目に質問させていただきます。

また2つ目は、支所機能、八女市役所の機能について少し伺いたいと思います。

詳しくは質問席で伺います。よろしくお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

6番久間寿紀議員の一般質問にお答えいたします。

1の八女旧町村地域の経済対策について、(1)企業誘致などの経済向上の施策はというお尋ねでございます。

八女旧町村地域の経済活性化を図るため、各分野の産業振興に資する施策を実施していくことは、本市の最重要課題の一つであると認識しております。

企業誘致につきましては、地形的条件、用地確保等の課題から規模が大きい産業団地等の整備は困難な面もございますが、豊かな自然環境や空き店舗等、地域資源を生かした企業誘致に取り組んでまいります。

あわせて、新規創業への支援やプレミアム付商品券事業など、幅広い経済施策を行いながら地域経済の活性化を図ってまいります。

(2)の交流人口を増やすための観光対策はというお尋ねでございます。

令和5年度に策定した第3次茶のくに観光アクションプランに基づき、インバウンド対策や観光商品の開発など、観光地としての魅力を高め、交流人口を増やし、リピーターを獲得しながら、関係人口を創出するまちをつくるよう努めております。

旧町村地域につきましても資源を生かした魅力ある観光事業の推進に努め、点在する観光施設同士の連携強化を図りながら、多様化する観光客のニーズに対応してまいります。

2の市役所の機能について、(1)本庁、支所間、各支所間の連携についてというお尋ねでございます。

広大な市域を持つ本市において、本庁と支所、そして、支所相互の連携は、行政サービスを均質に提供する上で極めて重要でございます。現在はデジタルの活用と人的な交流のそれぞれの特性を生かした連携強化に努めております。

まず、本庁と支所間の連携につきましては、地理的な距離を克服し、意思決定の迅速化を図るため、ウェブ会議システムやビジネスチャット等のDXツールを日常業務において最大限活用しております。これにより移動時間を削減しつつ、必要なときに即座に顔を合わせ、本庁の指示事項や現場の状況をリアルタイムで共有できる体制としております。

これに加え、組織体制の面からも連携を一層強化する方針でございます。本市の支所管内は中山間地域が多く、鳥獣被害や高齢化など、地域特有の課題への迅速な対応が求められております。そのため、今後は中山間地域の課題解決と支所との連携調整を図るため、支所と本庁のパイプ役としての組織機能を強化してまいります。

単にデジタルでつながりだけでなく、支所の現場課題を直接吸い上げ、本庁の政策に直結させる専門の人と組織を配置することで、本庁、支所間の連携密度を高めてまいります。

次に、各支所間の連携についてでございます。

支所同士の横の連携を強化する場として、支所長会議及び支所次長会議をそれぞれ定例で開催しております。これらの会議では、各地域が抱える共通の課題や業務上の懸念事項について協議を行っております。

今後につきましても、以上のような取組を通じて、ハード、ソフト、組織の全方位から

オール八女の体制強化に引き続き努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（久間寿紀君）

私は再三の一般質問のとき、八女東部、特に山間部の人口はずっと減り続けて、ここでの経済対策を今すぐ行っていかなければ、八女市全体の経済も潤わないんじゃないかなと思っておるところでございます。

八女東部の企業誘致というのは、同僚議員もたくさん一般質問を今までされてきておるわけですが、その中で雇用を生み出すのは重要な問題だと思っておるところです。旧町村地域の企業誘致は、地形的条件もありますので、困難な面もあると思っておりますけれども、どのような取組をされているのか、まず伺います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

東部地域への企業誘致の件でございますが、企業へのアンケート調査や企業訪問等の誘致活動の際には、旧町村地域、東部地域の案内は行っておりまして、今後もそういった取組は継続して行ってまいりたいと考えております。

企業誘致の用地につきましては、旧町村地域のみならず、八女市全体でも産業団地の候補地となり得るような、ある一定の広さを備えた一団の宅地や公用地がないような状況でございます。また、そういった広さを求めるとなりますと、本市の場合は現実的には農振農用地ということになりますので、農地の規制、これが大きな課題、ハードルになってまいります。

こうした中で、今年2月から市内の不動産事業者に協力をいただきまして、3,000平米以上の宅地、雑種地の物件情報の提供をお願いする取組を始めました。これは企業からの比較的小規模な用地の問合せ、需要に応えるための取組でございます。現在、旧町村地域に私も商工・企業誘致課で把握している情報として、宅地、雑種地で約7,000平米の物件が2件ございまして、この土地の所有者、管理者からは、本市のほうで企業とのマッチングを行うことにつきましては御了承をいただいております。福岡県からの用地の照会であったり、また、本市への問合せ等で条件が合いそうだ判断した場合には、これらの物件情報を積極的に御案内してまいりたいと考えております。

今後も継続して事業用の物件情報の把握とマッチングに取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（久間寿紀君）

旧町村地域の企業誘致については、なかなか困難な面もあると思っておりますけれども、この地域の活性化や雇用の創出のためにも諦めずに取り組んでもらいたいと思っております。

企業誘致以外に、商工振興の分野で経済を向上させる取組が必要と思っておりますけれども、何

か具体的に策があったら教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

企業誘致以外に、商工振興の施策として、事業者に対する様々な支援を行っております。一例を挙げますと、商工事業者への各種補助金、これは新規創業であったり、事業者のIT導入に対する支援、また、融資制度の充実、こういったものがございます。

そういった中で、特に旧町村地域、東部地域の経済対策として効果的な取組として具体的に取り組んでおりますのが、1つは、市長の答弁にもございましたが、プレミアム付商品券の事業でございます。旧町村地域ということで、八女市商工会のふれあい商品券、それと、グリーンペイがこれに当たりますけれども、令和6年度の発行額は当初予算及び補正予算を合わせて420,000千円でございます。また、この商工会の商品券事業につきましては、参加事業者が約300社ということで、非常に多くの事業者に参画をいただいているところでございます。

商工会商品券の特徴としましては、スーパーとかドラッグストア、こういった大型店の利用を採用しておりませんので、その全てが地元の事業者、商店での利用となります。この面から考えましても、地元事業者への経済波及効果というのは非常に大きなインパクトがあるものと考えております。

もう一点は、新規創業の支援でございます。本市は新規創業補助金の制度がございますので、旧町村を含む各地域で新たに創業いただき、出店を促す取組を行っております。毎年、市全体で10件から15件の実績がございまして、これまでも東部地域での創業も多数ございます。ここ5年間の実績でいいますと、20件以上の新規創業補助金の活用実績がっておりますので、こういった事業をさらに推進して、旧町村地域のにぎわいづくりとなるように取り組んでいきたいと思っております。

最後にもう一点、商工事業者自身の自らの情報発信力を強化していくことも大変重要だと考えております。今後はSNSやデジタル技術を活用した発信をいかにうまく活用していくか、こういったことが中山間地域でも非常に大事なことだと思っております。

現在、中小企業庁が行います八女よろず経営相談という取組がございまして、本市におきましては、おりなす八女で月1回のセミナーを開催いただいております。この講座でも、その店舗の場所がすぐに分かり、アクセスを容易にするための地図アプリの活用であったり、また、インスタグラム等のSNSで集客する集客セミナーを行っていただいております。受講希望者も非常に多い状況でございまして、これらの講座を受講したことで着実に集客数を伸ばしている事業者もおられると伺っております。

デジタル技術の活用など、現在のトレンドといたしますか、時代の流れを捉えた施策を行い

ながら、今後も事業者の支援を行ってまいりたいと考えております。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

起業者の方にしろ、また、商店の方、事業者自身もですけれども、市からも情報発信してもらっているとは思いますが、まだまだ知られていない方がたくさんいらっしゃると思いますので、これからも力強い発信をしていただいて、少しでも市全体の経済発展のために尽くしていただきたいと思います。

先ほどプレミアム付商品券について話で触れられましたけれども、上陽町においても多くの事業者が参加されておって、経済効果は上がっていると考えておりますけれども、このプレミアム付商品券事業の効果をどう捉えているかということで一言お願いします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

プレミアム付商品券の事業効果につきましては、私どもで商品券発行の市内経済への波及効果ということで推計しておりますので、その分を少し説明させていただきます。

これは2年ほど前に福岡県が経済効果を算出した数値がございまして、これを八女市に当てはめて推計したものでございます。令和6年度、本市では商工会と商工会議所を合わせて総額9億円の発行をいたしました。これに対して、金額ベースで約160,000千円の現金追加による新たな消費が行われております。また、この経済波及効果としては約1,320,000千円ということで推計をいたしております。

もう一点、県が実施したアンケートによりますと、商品券の使用目的につきましては、金額ベースで約55%がふだんの消費に回っている一方で、残りの45%は商品券購入がきっかけで、ふだん使用していない新たな消費に回っていることが分かっております。さらにそれが近隣自治体、これは久留米市であったり筑後市、そういったところではなくて、この八女市で消費が行われるということでございます。

こういった点からしましても、やはり本事業は経済対策としては、市民の生活支援という側面と同時に、事業者の支援、また、個人消費を喚起する、そして、事業者の所得を増やしていく効果があると考えております。

○6番（久間寿紀君）

私が住む上陽町をのぞいてみましても、ほかの星野村、矢部村、立花町、黒木町をのぞいても、旧八女地区もそうですけれども、空き店舗が結構目立っていると思います。

空き店舗の活用対策について重要な課題だと私も考えておりますけれども、何か取組があるのか、教えていただきたいと思います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

先日、旧町村地域、東部地域のほうに行く機会がありまして、中心部の商店街を通りましたけれども、確かに多くが空き店舗になっている状況であると認識しております。これは上陽町のみならず、八女市全体を捉えましても、地域の活力であったり、また、にぎわいの創出という観点から、非常に本市にとっては大きな課題と考えております。

この課題解決に向けて、9月議会でも少し触れましたけれども、本年度、新規の取組で空き店舗バンクを開設いたしております。これは定住対策課で行っております空き家バンクのいわゆる店舗版でございます。市、商工会議所、商工会、そして、市内の不動産事業者の方々と連携して物件の掘り起こしを行いまして、情報発信を行い、物件を探している人にマッチングをするという取組でございます。

新規創業の予定者、また、既存事業者の方々とふだん話しておりまして、新規出店に活用できる、いわゆる事業用物件の情報のニーズが非常に高いものがございました。これらに応えるために、この10月に情報サイトをオープンしております。最初は10件の掲載でスタートしましたがけれども、現在は掲載物件が一部交渉中も含め14件ということになっております。この12月の広報八女にも全世帯への折り込みチラシを入れておりまして、広く市民の皆様にご周知を図っておるところでございます。

今後、さらなる物件の掘り起こしとマッチングを行いながら、空き店舗の活用をさらに促す取組をしてまいりたいと考えております。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

私も常々ずっと訴えてきておりますけれども、なかなか人口減少というのは食い止められないし、これから東部、特に山間部のほうが増えるということはずがなく、減っていくだけだと思っておりますけれども、少しでも人口減少を食い止めるということを考えれば、やっぱり交流人口を増やすしかないのかなという考えでおります。

旧町村地域の交流人口を増やすということで何か方策があるなら教えていただきたいと思っております。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

まずは八女の魅力や情報発信の強化が重要だと認識しております。八女観光サイトやフェイスブック、インスタグラムなどにより観光施設やグルメ情報を発信しておりますけれども、外国人観光客をはじめ、多くの観光客は現在、SNSから情報を得ているとのこと。公式ホームページはもちろんですが、SNSでも充実した情報発信に努め、交流人口の増加を図っていきたいと考えております。

また、現在、FM八女では市内の観光施設や各所での体験、食事を組み込んだ周遊型ツアーを平成25年度より実施しております。花巡りをテーマにした黒木の大藤まつりツアーや、八女茶をテーマにした闘茶会・抹茶ひき体験ツアー、紅葉をテーマにした八女津媛神社ツアー、祭りをテーマにした夢たちばな観梅会ツアーなど、年10回のバスツアーを行っております。令和6年度は160名の参加がっております。

それに加えて、最近では観光スタイルは大型バスで各地の施設を巡るようなものだけではなく、少人数で好きなところを十分楽しむといったスタイルの需要が増えてきております。茶のくに観光案内所での来場者のニーズに合った観光プランの提供や茶のくにタクシーガイドツアーなど、少人数の旅行に適した形で八女の魅力を味わっていただくようなツアーの提供にも今後力を入れていくようにしております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

ツアーを年10回ぐらい開催しているということでございますけれども、先ほど言われたように、コロナ禍から自家用車で回るとかタクシーで回る方がたくさん増えていると思っておりますけれども、立花を含む八女東部を周遊してもらおうような、小型車と言ったらおかしいんですけども、少人数での周遊コースというのを考えていることはございませんでしょうか。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

点在する観光施設を周遊してもらおう施策としては、スタンプラリーなどの手法をもって周遊を促すことも考えられます。現在、八女市、筑後市、大川市、柳川市、みやま市、広川町、大木町の筑後七国のスタンプラリーや、八女市、久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、熊本県の菊池市の6市町村を巡る歴史街道スタンプラリーも実施しております。また、市内各地で行われるお祭りや各種イベントを各八女市内観光協会、八女市商工会、八女商工会議所、観光関係施設の指定管理者など、市内各団体と連携して行っております。それらの祭りや各種イベントに訪れていただいた折には、近隣の観光施設などを同時に訪れていただけるよう情報発信に努めていきたいと考えております。

今後も2回、3回と八女市を来訪していただくことで、観光客から交流人口、ひいては関係人口へとなるよう、八女との関わりを深めてもらえるような企画を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

前回の一般質問のときにもお伺いしたんですけれども、後の八女市の支所機能というところにもかぶってくると思いますが、観光は観光でたくさん頑張ってもらっておりますけれども、ほかに商工とか農業部門とかと関わって、何かそんな企画ができないかなと、また、連携はできないかなと考えておりますけれども、そのところはどうお考えでしょうか、よろしくをお願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

観光と商工業の連携としては、市内各地で開催されるお祭り、イベントなどへの出展や、やめぐるめサイトでの市内各店舗紹介などを行っております。また、観光と農業の連携としては、すすり茶体験や抹茶ひき体験をはじめ、茶を学び楽しむ体験を提供しております。そのほか、季節のフルーツ収穫体験も提供しているところでございます。

市内の観光施設の関係では、道の駅たちばなや八女本舗はもちろんですけれども、べんがら村やダニエルイノウエミュージアム、グリーンピア八女、柚の里など、指定管理施設でも一部農産品の販売などを行っております。観光と農業の連携につながっていると考えております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

農産物を作っている方もたくさんいらっしゃいますし、さきの一般質問でも言いましたけれども、ある程度の年と言ったらおかしいんですけれども、家庭菜園で作った農産物とかもたくさんございますので、そういうものを売って、少しでもお金になるような施策を何か考えていただきたいと思います。

今、インバウンドとか県外、市外からのたくさんの観光客が増えているときだと思いますけれども、ほかに何か観光客を取り込むような方策はあるのかなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

現在、八女市でも外国人観光客が増加をしております。全体でどのくらい増加しているのかを正確に把握するのは難しいのですが、八女市茶のくに観光案内所を訪れる外国人観光客の方の数を調査した数値がでございます。コロナ禍前の平成31年と比較しますと、本年、令和7年度は11月末現在で倍以上の方が八女市茶のくに観光案内所を訪れているという結果が出ております。

このように増加している外国人観光客を取り込む方策として、通訳ガイド付きのタクシー

ツアーや伝統工芸に関する体験をはじめ、八女茶テイस्टィング体験とか、八女和紙を使ったアート書道体験など、日本文化を味わえるツアー商品を提供しているところがございます。

今後も、コロナ禍以降、増加している外国人観光客のニーズに合った観光プランの提供を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

今、八女市全体でたくさんいろんなイベント、旧町村での祭りとか、私も秋に大分行かせていただきましたけれども、市長もその各地でお会いしまして、そこに参加して、よそからのお客が大変多いと思うんですよね。でも、交流人口を増やすということを考えれば、祭りはもちろんですけども、それに併設した何かイベントをしていったほうがいいんじゃないかなと考えております。

今の山間地域では、山の自然とか環境を生かしたイベントを企画していったら、祭りに付随してお客さんやら観光客が来るんじゃないかなと思います。例えば、山登りとか川遊び、マウンテンバイク、この前、ちょっと話があったんですけども、山の上まで上るヒルクライムとか、そういう企画も考えていったらどうかなと思いますが、課長、その辺のところはどうお思いでしょうか。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、いろんな企画で観光客を呼び込む方策はいろいろあるかと思えます。議員がおっしゃったように、ヒルクライムレースとか、そちらも道路の閉鎖が難しい地域もございますので、できる地域から始めることも可能だと思います。

今後、そういったいろんな企画を関係団体と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

交流人口を増やして経済面を発展させるということになれば、そこに人が集まれば、当然、道路問題も解消してくると思いますし、八女市にはいろんな大変な問題がありますけれども、そこを克服していくために、皆さんいろいろ頑張ってくださいと思います。

八女市の財政面は大変厳しいということは、私も議員になりまして分かっているところではございますけれども、先ほど言ったように、お金がかからないような方策はないのかなと常々考えているところがございます。住宅地に囲まれていない山間地とか山間部、耕作放棄地などを利用して何かつくれないか。例えば、小さな動物園とか植物園、公園などをつくって、そこでまた少しの雇用を生み出すということで経済的に潤うのではないかなと思います。

また、市の金を全然使わないで、後に同僚議員も言いますけれども、自衛隊の誘致などを

して、そこにまた雇用を生み出したらどうかなということなどを考えております。その辺に関して市長はどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

八女の旧町村地域、東部の経済対策については、過去もやり取りをさせていただいておるところですけれども、私自身も当然非常に重要な施策だと思っております。

今日のやり取りの中では、新規創業の支援ですとかプレミアム付商品券などの経済施策に加えて、観光のところを中心に議論させていただきましたけれども、今、議員から御指摘いただいたとおり、様々やれる、やったほうがいい事業はある一方で、そこで財政とのバランスを考える必要がある。そういう中で、今、御指摘、御助言いただいたようなお金のかからないイベントというのもありますし、財政とのバランスを取る上では、やはり何より知恵というのが大事だと思います。

そういった意味で、市役所としても全職員がしっかり知恵を絞って各地区で何ができるのかというところをしっかりと考えてまいりたいと思っておりますけれども、大事なのは八女東部という一つの大きなくりでの課題でございますけれども、それぞれの地域でやっぱり大きく特色も異なってくる。例えば、企業誘致でいいますと、東部での企業誘致の可能性を議論していると、黒木町には一定の大きさの企業誘致の可能性のある土地がまだあるといった話があったり、一方で、大半が山の上陽町も含め、矢部、星野ではなかなかそういう大規模な工場を誘致するほどの土地はないといったような、やはり地域ごとにそれぞれ特色が異なりますので、そこは東部という大きい議論の中で、それぞれの地域の特色を生かした知恵を絞っていく必要があると思っております。

そのためには、当然、職員だけではなくて、何より地域を知る地域の皆さんの御協力というのが必要だと思いますし、特に、そういった地域の資源を生かした取組については、やはり地域の皆さん、地域の方々が主体となった取組というのが大事なかなと思います。ただ、そこは地域主体だからといって行政が関与しないではなく、むしろ地域がそれぞれ新しい取組にチャレンジされよう、挑戦されようとしているのであれば、そこはしっかり行政が応援するといった限られた財政の有効な使い方というものを考えていきたいと思っております。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

今、市長が言われましたように、市の職員とか市長をはじめ、皆頑張っておられますけれども、私たち市民がまずやる気を出して、何か知恵を出してやっていかなければいけないなと近頃常に思っているところでございます。

それでは次に、さきの議会で上陽支所の避難所としての新築移転という話が出まして、そ

の中で、今はまだ話合いの段階だと思いますけれども、本庁と支所間の連携について、うまくいっている部分とっていない部分があるのではないかなど、私は支所に行って話を聞いたりしたら感じているところがございます。

市長も移動市長室ということで、私も行っておりますけど、行政区長会に参加したりしながら、地域の支所内の意見とかも聞いておられますけれども、この部分に関して人事課のほうでどう感じておられるでしょうか。よろしく申し上げます。

○人事課長（古村和弘君）

本庁と支所の連携についてに関してだと考えております。

まず、本庁と支所の連携につきましては、距離のほうは物理的には離れているという問題はあるかと考えております。そのような物理的な部分を解消して、職員同士の意思の疎通や物事の決定などを素早く行うために、インターネットを使った会議のシステムやLINE機能のようなチャットシステムなどのデジタル技術を活用して、日々の業務において常に改良を行っているところではございます。

デジタル技術があまり活用されていなかったコロナ禍より前は、会議や打合せのたびに職員が移動をして会議や打合せをしておりましたが、現在はインターネット会議を活用することで移動時間を減らしつつ、必要なときにすぐに顔を合わせて支所管内での現場の状況や本庁からの連絡事項などについてリアルタイムに即座で共有できる体制づくりに日々努めているところでもございます。

また、電子決裁につきましても以前に比べると断然に普及をしており、決裁に伴う時間的なロスも随分と解消され、本庁、支所間で時間的なずれのない業務遂行が可能になっていると考えているところがございます。

もう一点、組織体制の強化の面につきましては、今後は連携を一層強化する方針で取組を進めていきたいと考えております。本市の支所管内は中山間の地域が多く、人口減少や高齢化に伴う課題、有害鳥獣による農作物の被害の問題など、地域の課題に対して素早い対応が求められると考えております。そのために、今後は本庁の組織の中に中山間地域の課題解決と支所との連絡調整を行う新たな専門部署を設置し、支所と本庁の調整役としての機能を強化する方向で準備を進めておるところでございます。

その内容として、一部ではございますけど、今月の12月から市長をトップとする中山間地域の振興対策委員会を発足し、その中で持続可能な地域の発展や地域の特性に応じた振興策について議論を進めていく予定にいたしており、地域で起きている現場の課題を直接吸い上げながら政策に直結させる専門の職員と組織の配置を行い、本庁、支所間の連携の密度を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

先ほどの観光振興課の話とも関連してくるんですけども、結局、支所がいっぱいありますけれども、支所間の連絡ですね、経済発展のためとか、観光のためとか、いろんな目的はあると思います。先ほどから説明いただきました本庁と支所という間柄は大体分かりましたけれども、各支所間の話し合いはできているんでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○人事課長（古村和弘君）

支所と支所との連携についてお答えをいたします。

各支所間の連携につきましては、支所同士の横の連携を強めていく場所として、市長も参加する市長をトップとする支所長会議や支所次長会議をそれぞれ定例で開催いたしております。支所長会議等において、各支所が抱えている共通の課題や業務上の懸案事項について協議を行っているところではございます。管理職である支所長だけでなく、支所実務の要となる支所次長においても定期的に情報を共有することで、ある支所での成功事例やトラブル対応のノウハウについて他の支所へスムーズに横展開できるという効果があると考えております。

また、支所間の情報共有の会議といたしましては、一例として総務係長の会議や農業振興の係長会議、支所管内における道路や河川、農道や水路、林道等に係る係長会議、また、必要に応じて随時担当者会議も開催されており、こうした情報共有のための定例会議を通じて、管轄区域を超えた相互応援体制の強化にもつなげていきたいと考えております。

今後につきましても、やはり支所間の要となるのが支所長や次長による協議や情報共有であると考えておりますので、分野横断的な協議ができるよう、支所、本庁が一体となって様々な課題に取り組める組織体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

私も先ほどから何回も言いますが、まだ議員になってから2年半ちょっとです。そんな中で、支所でお話を聞いたり、本庁のほうでお話を聞いたりする中で、連携については、支所自体の権限の重さとかというのが、前回の議会のときも言いましたけれども、つながりが遅くて市民への対応に時間がかかるとか、予算面とかでも支所長の権限で使える金と使えない金があるという話を伺っているところでございます。

副市長におかれましては今まで長く市の職員として勤めていらっしゃいまして、合併してからこっちの八女市の本庁と支所間の問題というのは何かしら分かっているんじゃないかと思いますが、その辺に関しては何かおっしゃることはありませんでしょうか。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

本庁、支所の課題につきましては、これまでもずっとほかの議員の皆様からも御指摘いただきますように、常に課題としては捉えているところでございます。市町村合併をして、それぞれ役場として、いわゆるフルスペックで行政機能の拠点であった組織と申しますか、拠点が市町村合併によって一つの八女市に統一された。各町村部にはそこを支所という形で機能を残したという大規模な改革が行われておりまして、基本的には組織ですので、一つの司令塔があって、それに対して全体的に動かすというのがやっぱり組織の基本でありますけれども、そういう本庁と支所という機能を分担する中で、どれだけ現場に権限を持たせるかというのは常に課題としてあるところで、その権限と責任との一体感、そのバランスが非常に難しいとは常々この15年間考えているところでございます。

しかしながら、様々な意見を聞きながら現在の形になってきておりますけれども、やはり基本的にはそもそもの本庁と支所という八女市の行政組織をどう配置していくかというのは根本から考え直すべきだろうと市長はお考えいただいています。ただ、そうなりますと、やはりかなり専門的な知見でありますとか様々な議論が必要であると思っておりますので、一定の時間は必要かと思っております。

まずはこれまでの知見と今の職員のノウハウを生かしながら、職員が意識して一体感を増す、連絡調整をするというところから始めることが重要だろうと思っております。そのためには、やはり本庁の中に支所の状況が分かる部署が必要ではないかと考えて、今回御提案させていただきます組織・機構をやるということです。本庁の中に支所の空気感、地域の課題、現場感、それが分かる人間を増やしていくと、そういうことがまずは重要だろうと思っております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。

本庁の所管課と支所、また、支所間の連携ということで今伺っているところですが、私も先ほどから何回も言いますが、まだ議員になって2年半で、そこで訪れたときにちょっと違和感を感じている次第でございます。実際、現場を見ていただいて話を聞いて、現状の課題とか今後の展望について市長はどのように考えておられるか、一言お伺いしたいと思っております。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

支所の在り方については、今、副市長からも答弁があったとおり、今後、しっかり見直し、

改善を図っていく必要があると考えております。

その中で、私も市長に着任して約1年間、移動市長室も含めて、各現場に足を運んだりですとか、職員、また、地域の皆様からも支所については様々な意見をお伺いする中で、現状、様々な課題はありますけれども、私は大きく2つあるのかなと考えていまして、まず1つは、支所の役割がそもそも何なのかという共通認識が図られていないという部分なのかなと思います。当然、合併のときに、合併の協定書だったりとか条例の中でも支所の役割というのは明記されておるわけですが、そこが、先ほど副市長からも答弁があったとおり、職員間でもそうですし、市民の、特に地元の方からすると、やはり役場の延長ということで、支所で全部できるんじゃないかという認識がある一方で、市役所としては、合併をしたからこそ全部支所に任せるのではなくて一定程度本庁でそこは担わないといけないといった意識の乖離、これは本当に一つの事例で、そういったところで、市職員だけでなく、市内全体で支所に関する役割の共通認識が図られていない。まずはそこをやっぱり支所はこういう役割を担うものだ、だからこういう権限を与える必要があるといったような共通の認識、頭ぞろえをしっかりとる必要があるのかなと感じております。

もう一つの課題としては、そういった支所の役割は約15年前に一定程度定められたわけですが、この15年間で人口動態であったり、いろんな社会情勢の変化、そういった世の中の変化を通じて、支所が担うべき期待されている役割というのも変わってきているんだろうなど。この時代の流れに合わせて支所の役割というのも変えていかないとけないのかなと考えております。

従来、先ほど申し上げたとおり、地域づくりはあくまでそれぞれの地元の方でやる、地元主体でやるのが基本だと、そこは変わらないと思うんですけれども、そのときに、じゃ、支所がどういう役割を担うのかというところで、従来は支所はそれぞれの地域ごとの取組を下支えする、見えないところで応援するというのが主な役割だったと思うんですけれども、実際に最近の各地域のいろんな実情を聞いておりますと、例えば、ある祭りの実行委員会が地域では担い切れないので支所でやってくれないかですとか、支所が地域の自主的な取組を後押しするという部分はもちろん引き続き必要ですけれども、地域で担い切れなかった部分を代わりに支所、行政のほうで担うといったような、ある意味、逆方向の矢印というのも今は必要になってくるのかなと。そういった意味で、最初に申し上げた支所の役割というところの共通認識をまず図るとともに、そもそも今の現状、支所がどういった役割を担うべきかというところを併せて検討し直す、見直すということが必要なのかなと思っております。

そういった意味で、それを着任しすぐにできればよかったと思う一方で、やはり1年間、様々な現場に足を運ぶ中で見えてきた課題というのもありますので、これも先ほど副市長から答弁があったとおり、今、議案の中でも皆様に御審議いただく機構の中で、しっかり本庁

で各支所の、各地域の課題を一括して吸い上げる係というものを新設したのも、まずはそういった現状認識をしっかりと本庁のほうでやった上で、それぞれの支所の担うべき役割、期待する役割というものを再定義する作業から始めて、その上で、今後の支所の機構も含めたあるべき姿というものをしっかりと議論、実現してまいりたいと思います。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。

八女東部、特に山間部を抱える地域は山林面積が広くて、先ほど言いましたように、荒廃農地も大変増えているところがございます。旧八女市と言いましたけれども、このたび開校しましたみさき学園校区の付近も一緒ですけれども、立花の白木、辺春、北山、黒木、矢部、星野、上陽、それぞれ大企業の誘致というのはなかなか難しいところはあると思います。先ほど市長もおっしゃいましたように、市の職員だけではなく、地元住民も一緒になってどうか自分たちが生きていくんだということを見せていかなければいけないと思いますが、先ほど言いましたように、支所の人間も大変少のうございますので、そこでもう少し権限を持たせていただいて、市民が要望を出したときにはいち早く行動できるように、また、いち早く実現できるように構造を改善していただいて、少しでも八女市全体の経済がよくなるように頑張ってくださいと思います。

執行部の方も大変だと思いますけれども、私も市民のみんなと一緒に少しでも頑張りたいと思いますので、これからよろしくお願いします。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

6番久間寿紀議員の質問を終わります。

14時20分まで休憩します。

午後2時8分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番坂本治郎議員の質問を許します。

○3番（坂本治郎君）

皆さんこんにちは。本日一番最後の一般質問をさせていただきます坂本治郎です。非常にお疲れのところかと思いますが、最後までどうぞよろしくお願いします。

今回の私の一般質問は、通告にある2点、学校給食について、お米の値上がりについてです。どちらも食に関する最も大切なテーマだと私は考えています。

今回、学校給食に関して牛乳やパンの在り方、そして、地元産のお米の活用について提起をいたしますが、決して学校現場の先生方や子どもたちの日々の生活に対して余計な負担を求める意図はございません。むしろ、現在の給食制度は戦後の栄養不足を前提に設計されている部分が残っており、この制度が現在の子どもたちや現場の実態と必ずしも一致していない部分があるのではないかと問題意識が出発点になっています。

ちなみに私自身のエピソードになりますが、子どもの頃は身長が伸びると信じて毎日牛乳を1リットルほど飲んでおりましたが、結果として、今では兄とほとんど身長が変わらず、最終的には牛乳だけではそれほど伸びませんでした。当時の予定では、今頃はここにいる同じ30代の簗原市長や花下議員のようにすらっとしたカッコいい体形になっていたはずなのですが、悲しいことにそれは実現しませんでした。やはり栄養は特定の食品だけに偏らず、多様な食材からバランスよく取ることが大事だと実体験をもって感じております。

また、八女は古くからお米とお茶の国として日本に誇れる地域であります。その中で、全国一律の制度に合わせるのではなく、八女らしい給食、八女らしい食育、そして、地産地消をさらに進めることは、子どもたちにとっても地域の農業にとっても大変意義ある取組であると考えます。現場の先生方の御負担を増やすという意図はなく、むしろ長期的には負担の軽減につながり、地域農家の所得向上と同時に、八女の子どもたちが八女で育ったという誇りを持てるような給食の在り方を一緒に考えていきたいという思いであります。

その上で、今日はまず、現場の給食制度を考える課題と八女として取り得る可能性について幾つか質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○市長（簗原悠太郎君）

3番坂本治郎議員の一般質問にお答えいたします。

1、学校給食について、(1)市内学校給食の地産地消率の現状について、(2)地産地消率向上に向けた取組は及び(3)牛乳については、この後、教育長が答弁いたしますので、先に(4)学校給食の無償化について、改めて市長のビジョンを問う及び2、米の価格の値上がりについて答弁をいたします。

まず、1の学校給食について、(4)の学校給食の無償化について、改めて市長のビジョンを問うというお尋ねでございます。

学校給食の無償化につきましては、国の動向を踏まえながら、本市の学校給食の質の向上、地産地消の取組の推進、地域経済への波及などを総合的に勘案し、その方向性について教育委員会と協議を進めてまいります。

2の米の価格の値上がりについて、(1)の一般流通米、輸入米、備蓄米の価格差が市内生産者にどのような影響を与えていると市は考えているのかというお尋ねでございます。

一般流通米と比較して、輸入米や備蓄米は安価で取引、販売がされており、米価格の高騰

が続く中、輸入米や備蓄米を選択する消費者もおられると認識しております。現在、輸入米や備蓄米などの流通によって米の価格の大きな下落や出荷量の減少など、生産者への大きな影響は生じていないものと考えております。本市といたしましても、今後の米市場の動向や、それに対する国の米政策を注視してまいります。

(2)山間部の米生産農家について、アの標高、市場アクセス、傾斜、獣害、小規模など山間部は生産コストが高い点を市はどう考えるかというお尋ねでございます。

生産コストが高いなど生産条件が不利な山間部におきましては、中山間地域等直接支払制度や有害鳥獣対策事業等を活用しながら、農業生産活動の維持と農産物への鳥獣被害防止に努めてまいりました。

今後も各種補助事業等に取り組むとともに、農地中間管理事業やスマート農業の推進による効率化を図ることで、山間部における米を基幹とする水田農業の維持、発展を目指してまいります。

イの標高、寒暖差、水質、風通しが米の品質に与える農学的効果について市は把握しているかというお尋ねでございます。

様々な環境要因が米の品質に与える農学的効果につきましては、一般的には、適切な昼夜の寒暖差と良質な水の下でゆっくりと稲が生育することにより独特のおいしさの米になると認識しております。

ウのその価値が市場で正しく評価されていないと思うが、現状を市はどう見ているかというお尋ねでございます。

山間部の米につきましては、棚田米に代表されるようにその食味のよさを好まれる方も多く、需要の面では評価が高いと認識しておりますが、流通の実態におきましては、品質や生産コストに見合った十分な評価がされていないと考えております。

山間部の米生産につきましては、水田が持つ多面的機能を維持する面からも大変重要であるため、今後も各種補助事業等を活用し、生産コストの低減や販売促進を図るなど、米生産農家の所得の向上に向けた取組を進めてまいります。

1の学校給食について、(1)市内学校給食の地産地消率の現状について、(2)地産地消率向上に向けた取組は及び(3)牛乳については、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

3番坂本治郎議員の一般質問にお答えいたします。

1、学校給食について、(1)市内学校給食の地産地消率の現状についてでございます。

八女市立の学校給食における地産地消率につきましては、学校給食における県産農林水産物利用状況調査によりますと、令和6年度は34.3%となっております。

(2)地産地消率向上に向けた取組はについてでございます。

毎月19日の地産地消の日において、給食に季節に応じた地元の食材を用いた献立を提供するとともに、生産者やJAなどの農業関係者による出前講座や体験などを通じて、児童生徒たちが地元産食材についての理解を深めることができるよう地産地消の取組の推進を図っております。

(3)牛乳について、ア、牛乳が給食で提供されている制度と背景はについてでございます。

学校給食における牛乳の提供は、文部科学省が定める学校給食実施基準に基づいて行っております。特に牛乳は、カルシウムを筆頭にビタミンB2といった栄養を豊富に含むだけでなく、カルシウムの吸収率が最も高い食品であり、効率よく栄養を取れる牛乳は学校給食に欠かせない存在であり、現在の学校給食では牛乳を含んだ上で栄養のバランスを保つよう献立の作成を行っております。

イの乳糖不耐症、アレルギー児童への対応はについてでございます。

乳糖不耐症や牛乳アレルギーを有する児童生徒につきましては、事前に保護者からの申請により牛乳を除去した給食の提供を行っております。なお、牛乳の提供を停止した場合は、それに応じて給食費の減額を行っております。

ウの学校給食では牛乳の飲み残しが全国的に大きな課題となっており、大量廃棄が社会問題視されているが、本市の実態と認識を問うについてでございます。

本市の学校給食における牛乳の飲み残しは、当日の児童生徒の体調状況や欠席者の数により一定数発生しておりますが、本市におきましては、御質問のような牛乳の大量廃棄を行ったとの報告はございません。

牛乳の廃棄につきましては、栄養バランスの確保や食育の観点から問題があると認識しておりますので、適切な消費につながるよう努めてまいります。

エの牛乳の購入費用が地産地消向上や無償化の妨げとなっていないか、市の考えはについてでございます。

学校給食での牛乳の提供を中止した場合には、代替の食材では牛乳と同様の栄養を確保するのが難しく、給食の質の低下につながる可能性が想定されるため、今後も引き続き学校給食での牛乳の提供を行っていく方針でございます。

以上、答弁申し上げます。

○3番（坂本治郎君）

まず初めに、質問の順番を前後させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（橋本正敏君）

はい。

○3番（坂本治郎君）

では、お米のほうから質問させていただきます。

御答弁と、私が農研機構や各県の農業研究センターの報告を読みあさった内容から私なりの理解を申し上げますと、もともとは山間部のほうが水質や寒暖差の点で一定の優位性がありましたが、近年は品種改良によって平地との単純比較は難しくなってきました。しかし、近年の異常高温により全国的に平地での白未熟粒が増加し、品質が低下したという報告が相次いでおります。特に夜の温度が下がらない地域での品質低下が顕著で、夜の温度が下がりやすい山間部は比較的品質が安定するという傾向が研究データとして明確であると理解しました。この状況を踏まえると、山間部の米が必ずしもおいしい、優れているということは一概には言えませんが、やはり近年のような高温が続くほど山間部のほうが品質が安定しやすい環境条件にあるという点は科学的に認められる事実であると私も理解させていただきました。

答弁でも、一般的には適切な昼夜の寒暖差と良質な水の下でゆっくりと稲が生育することにより独特のおいしさの米になると認識していますとありました。であれば、この品質の安定性とおいしいお米ができやすい環境という客観的な環境条件を市としてブランディングに生かすことだったり、後述する学校給食において山間部のお米を優遇していくことは政策的にも十分正当性があると私は考えますが、そういったお考えはいかがでしょうか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

山間部で生産される米につきましては、議員の見解のとおり、昼夜の寒暖差、それから登熟期間、穂が出て収穫までの長さとか、高温障害を受けにくいなどの、味の部分では一定の評価があると認識をしております。一方で、米の流通における評価の実態としましては、JAを通じて出荷される際、外観評価として形が整って被害を受けていない粒の割合を基準に等級が決められております。食味等の評価はなく、品種と等級によって価格が決められている現状でございます。平地と山間部の価格の差別化が図られていないのが実態であると考えております。

こういった現状を考えますと、議員の思いにもありますけれども、山間地のおいしいお米に付加価値をつけた販売、何を価値として誰をターゲットにどういった販売手法で付加価値を高めていくのかブランディング事業が必要であるというところで、有効でもあると考えております。

米の流通でございますけれども、自主流通米として自由に販売されておまして、JAの出荷、縁故米、流通業者への直接販売、それから、各種直売所での販売、ネット販売もありますけれども、様々な形で農家の経営戦略の中で米は販売されていると考えております。

八女市としましては、まず、地産地消の推進を基本として、米を含んだところで八女の農産物を市内外に広く理解、評価いただいくことが重要であると考えております。JA各

支所、それから、観光振興課などとの連携をしながら、農村交流イベントの実施ですとか、直売所で新鮮さを売りにした販売促進ですとか、消費者の購買力の向上を図る取組、それから、有機農業など高付加価値に向けた生産支援ですとか、併せて将来の子どもたちへの食の教育体験の充実を図る取組ですとか、そういった形で山間部のお米をPRできる重要な取組ではないかというところで、地産地消の推進を基本として考えておるところでございます。今後も関係機関、団体と連携しながら、取組の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

ありがとうございます。引き続き、ぜひブランディングの強化に努めていただきたいと思います。お願い申し上げます。

答弁にもありましたように、山間部の農家の皆様は生産条件が厳しい中で営農を続けておられます。そして、現実としてJA出荷の拡大では採算が取れず、このままではやっていけないという声も多く耳にします。実態としては、多くの山間部農家は縁故米として親戚や知人を通じて少しでも適正な価格で買い取っていただくことで何とか成り立っているという状況があります。何なら採算は考えず、先祖の守ってきた土地をやめたくないという気持ちでやっているという声も聞いたことがあります。

私の知人の中には、アイガモ農法や特殊な菌、有機農法など独自の付加価値で、市場の2倍、3倍、4倍で販売されている方もおられます。そこまでの高付加価値は誰にでもできるものではありませんが、少なくとも不当に安く売らざるを得ない構造を放置するべきではないと私も考えています。

ところで、今回、市内を調査する中で、道の駅たちばな、ダニエルイノウエミュージアム、柚の里といった市が整備や支援に関わっている直売所を拝見しました。流通経路の短さから価格を抑えやすいことは理解できますが、明らかにスーパーマーケットより安い価格で米が販売されている現状を確認しました。こういったものは自由競争であり、市が価格に直接介入すべきではないという考え方はもちろん理解できますが、現在の市場原理が結果として山間部農家を衰退させている構造になってしまっていることも認識すべきだと思います。特に謙虚が美德とされる日本文化が理由かもしれませんが、値上げすることには申し訳ないと思う方が一般的なのかなと私は思っています。

さらに、こうした直売所は観光施設や国道上であり、利用者は市外からの方が多い。つまり、八女の誇るべきおいしいお米が外の人に格安で提供されているという現状になっているのかもしれないと思います。他市との価格競争もあり、急激な値上げが難しいことも十分承知しています。しかし、これらの直売所に関しては、市としても要望し、改善できるものではないでしょうか。こういったことは小さい一歩かもしれませんが、こういった部分に適切

にてこ入れし、山間部農家が正当に評価される流通の仕組みづくりや価格形成の在り方について検討を進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

農産物の流通の仕組みや価格形成の在り方につきましては、国も令和5年に食料・農業・農村基本法の改正におきまして、生産コストを考慮した価格形成が基本理念となっております。コスト上昇分の価格転嫁を円滑化するため、生産者と事業者だけでなく、小売店や消費者に至るフードシステム全てが関わっていくということでされております。その上ですけれども、山間部のお米を高く評価する仕組みづくりで山間部農業の振興につなげられないかと理解をしておったところでございます。

市としましては、先ほど若干触れましたけれども、山間地のお米を様々な機会や様々な観点でPRしながら、価格形成に努めていくことは重要であると考えております。先ほど市内直売所での価格帯のお話をいただきましたけれども、私の認識では、幾つか見させていただいて、キロ当たり700円から900円程度、JAの集荷の本年度の価格も1.6から2倍程度で販売されているというところで、付加価値をつけた一つの販売戦略かなということで認識をしております。

その上で、市としてまず何ができるかというところでございますけれども、山間部においては、御承知と思っておりますけれども、機械の作業性が低かったりとか、田んぼや水の管理が大変だったりとか、水の確保が不安定とか、収量が少なかったりとか、また、鳥獣対策が大変だったりするなど生産条件が厳しゅうございます。様々な観点から生産コストの低減を図るなど、生産性の向上に向けた取組への支援がまずは最も重要じゃないかと考えております。

冒頭の市長答弁にもありましたように、今後も農地の持つ多面的機能の維持も含めて、農作業の効率化、中山間地の制度の活用、有害鳥獣対策をはじめ、農作業の効率化、あるいは品質向上のための施設機械の導入、それから、当然スマート農業の活用、それから農地、施設等の再整備、そういった様々な各種補助事業の取組を幅広く行っていくことで、米生産農家をはじめとして山間部におけます農家の皆様の所得向上にはつながるように努めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

山間部の皆さんは、本当に厳しい条件の中で地域の農地と暮らしを守りながらこれまで頑張っておられます。そして、市としてもこれまで、そうした方々を支えるための政策を形づくってこられたことは重々承知しております。だからこそ、その思いがしっかりとこれからは形になるように、今後も山間部の農家の皆様と向き合い、必要な支援をさらに検討いただ

けるようお願い申し上げます、次の項目に移ります。

昨年度、八女市の学校給食の地産地消率で、八女市は34.3%、過去の6年のデータを見ると微増していることは確かに読み取れますが、私が見た文部科学省の出している令和6年度の学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合のデータを見てみると、福岡県は地場産物が51.8%、国産食材が85.9%とありました。県内で一番の自然を有する農業王国である八女なのになぜこのようになっているのか、そもそも文部科学省のデータと市の公式のデータでははかっている基準が違ったりするのかなど、この点、御説明をお願いします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

議員が御質問いただきました文部科学省が公表しております学校給食の地場産物・国産食材の使用状況調査につきましては、各都道府県内において7校抽出をした調査でございます。使用割合は金額ベースで換算された数値となっているところでございます。

対しまして、今回一般質問として配信をさせていただいております学校給食における地産地消率につきましては、福岡県におきまして例年実施されております学校給食における県産農林水産物利用状況調査でございます。調査対象は市内の全ての小中学校、義務教育学校、また、その割合は品目ベースで換算したものでございますので、そもそも基準の対象が異なっているところでございます。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

次に、牛乳についてお聞きします。

先日、学校給食センターを個人的に視察させていただきました。現在、牛乳1本が200ミリリットルであり、毎日提供されています。牛乳は和食にはあまり合わないと思いますが、パンの提供は週1ということで話を伺いました。この2点、学校給食における牛乳とパンの提供につきましては、全国的にも議論が高まっており、八女市としても改めて検討を行う必要があるのではないかと私は考えております。

まず、牛乳とパンは市内産の原料を使用しておらず、給食の地産地消率を大きく低下させる原因となり得ます。現場で伺った話では、特にパンは原料である小麦も多くは国産ですらありません。牛乳もまた、市外の大規模処理工場を経由するため、地産地消のメリットが給食に反映しにくいという構造になっています。牛乳は栄養価の高い食品ではありますが、全国的に大量の飲み残しが発生していることが社会問題化しています。文部科学省の調査でも、子どもたちの嗜好の変化や体質、アレルギー等により、多くの自治体で牛乳の廃棄量が深刻化していることが報告されています。

一方、八女市は米、野菜とも豊富であり、米中心に切り替えるほうが価格が安定し、地元経済への経済効果も高いというメリットもあります。給食の牛乳は戦後の栄養失調対策として始まった歴史があり、御飯や和食との相性を考えず、単独で飲むことを前提に制度が続いています。しかし、現在は和食中心の給食、食文化の多様性、そして、アジア人に多いとされる乳糖不耐症の増加などを踏まえると、一律提供が最適かどうか疑問に私は思います。

まず、児童生徒1人当たりの牛乳200ミリリットルにかかっているコストをお答えください。重ねて、もし分かれば、パンは経費が要る等いろいろあると思いますが、そちらも分かればお願いします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まず、学校給食の中で主に主食となりますお米、パン、牛乳などにつきましては、数量、価格、品質を安全かつ安定的に調達し、供給できる体制をつくるために福岡県学校給食会より購入をいたしております。その中におきまして物資供給の価格が決まっているところでございまして、御質問にありましたコストにつきましては、令和7年度、給食用牛乳200ccの供給価格は1本当たり税込み約67円となっております。また、普通パンの供給価格につきましては、グラム数に応じまして価格が決まっております。30グラムでは税込み約57円、60グラムでは税込み約63円となっております。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

教育長御答弁の中で、牛乳はカルシウム、ビタミンB2などの栄養面をしっかりと考慮されている、そして、アレルギーや乳糖不耐症の児童への対応としては停止申請ができるとの答弁でした。しかし、ここに私は矛盾が生じているようにも思います。というのは、牛乳を停止した児童の栄養面はどのように考えられているのでしょうか、お願いします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

牛乳におきましては、教育長答弁の中にもございましたとおり、多くのカルシウムが含まれておりまして、飲用牛乳を停止した場合の不足するカルシウムをほかの食品で代替をして同量の栄養素を毎日摂取しようとする、量であつたり価格の面で個々の対応が非常に困難であると認識しております。

給食で摂取できない分につきましては、各御家庭におきましてカルシウムやたんぱく質が豊富な食材を取り入れていただきながら、家庭での食事でも栄養バランスに気を配っていただくようお願いしながら、学校と家庭が連携して子どもの健やかな成長をサポートしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

家庭に任せられているということであれば、なぜ牛乳がいまだに学校給食につけられているのか、そして、希望制にできるのではないかという疑問が浮かびますが、次の質問に移ります。

牛乳の大量廃棄は八女市ではそこまでないとの御答弁でしたが、正直に言うと私はそこにも懐疑的です。実際に私が他自治体の学校の先生から聞いた話では、無理やり飲ませているケースもあつたりして先生も疲れているという声も聞きましたし、1割から3割ぐらいの廃棄があるところがある。もしかしたら私が聞いた自治体はたまたま遅れていて、八女市はこういった点が近隣自治体よりも進んだ対応をされているのかもしれない。現場での苦労や実態を考えると、建前上廃棄にはなっていないことになって、でも、一定程度のロスは避けられないのではないかと私は予想しています。

ちなみに冒頭で申し上げた私のエピソードですが、中学生の頃なので20年以上前の話にはなりますが、私はスポーツをしていたので、成長期である当時、身長が欲しくて牛乳をとことん飲んでいました。牛乳が嫌いなクラスメートがたくさんいましたので、毎日5本、1リットルの牛乳を飲んでいました。私はおなかが強かったので特に問題はなかったのですが、それ以外にも記憶にあることといえば、わんぱくな生徒たちが集まって、残された牛乳を片づけるために毎日のように牛乳早飲み大会が繰り広げられていたということです。私の時代でそれくらい余っていた、無駄があつたということです。そして、傾向として、今のほうが昔の子たちよりも牛乳を飲まなくなったというデータも普通に出ています。ここには個別事情、時代変化、食文化の変化、いろんな事情があると思いますが、学校給食で牛乳が始まった昔よりも今は栄養過多であるため、必ずしもみんながみんな欲しがる時代ではなくなったのではないかとも言われています。

それから、東京都多摩市の公式ホームページにはこのような文言がありました。多摩市では学校給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギーや食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいます。また、停止できず、手つかずの牛乳が一定量廃棄されている食品ロスの現状がありました。そこで、学校給食における飲用牛乳の必要性を御理解いただいた上で、令和5年9月より診断書の提出がなくても飲用牛乳停止届の提出により飲用牛乳を停止できるよう対応しています。

この点、八女市はどうでしょうか。牛乳を停止するためには診断書などの効力のあるようなものが必要なのでしょうか。例えば、おなかが緩くなるという理由だったり、シンプルに好き嫌いだという理由で牛乳の停止は認められますか、御答弁をお願いします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

食物アレルギーをお持ちの児童生徒への学校給食の提供につきましては、まずは保護者からの学校長への申出と医師の診断によりまして食物アレルギーの原因食品が明確であること、また、医師から原因食材の除去指示があること、家庭でも原因食品を除いた食事などを摂取していることなどの基準に基づきまして、除去食の対応をいたしているところでございます。

御質問いただきました牛乳につきましても、牛乳アレルギーや乳糖不耐症を有する児童生徒につきましては、牛乳を除去した給食の提供を行っているところでございます。

一方で、御質問がありましたアレルギーなどがなく牛乳が苦手なだけの児童生徒に対しましては、食育の観点から牛乳の除去は行っておりません。実際には担任や栄養教諭の先生たちがその子のペースを尊重して個々に対応していただいているところでございます。

子どもたちの食習慣というものは大人になってから健康にも影響すると言われておりますので、今後もバランスのよい食事の大切さを伝えていけるよう努めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

では、フードロスを避けるため、早急に多摩市のような牛乳停止届の提出を誰でもできるようにしていただきたいというのが私の要望です。よろしく申し上げます。

先ほどの答弁の中で、牛乳が体質に合わない児童については家庭で補っていただくという答弁がございました。しかしながら、その理屈であれば、もはや全ての児童に対して均等に栄養を提供していくという建前は実質的に成り立っていないのではないかと私は思います。全員に同じものを提供することで栄養の確保を図るという当時の制度の目的に合わせてみれば、牛乳のみを個別に停止し、その代替措置を講じないまま放置されている現状は、一部の児童を結果的に置き去りにしていると私は理解いたします。また、魚やエビなどのほかの食材のアレルギーがある場合には献立そのものが別の品に変更されると伺っておりますが、牛乳については停止のみで、代替栄養を講じていないという扱いになっている点に不公平を私は感じます。

つまり、牛乳停止が制度上認められているという事実そのもので、給食で栄養を確保するために一律に提供するという建前がもはや崩壊しているという矛盾があると私は考えますが、市としてのお考えを伺います。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

本市におけます学校給食におきましては、食物アレルギーを有する児童生徒が安全で安心して学校生活が送れますよう、文部科学省が示しております学校給食における食物アレルギー対応方針に基づき、安全性を最優先とした対応をしているところでございます。その方針の

中におきまして、学校給食で最優先されるべきは安全性であると、従来の栄養価の充足やおいしさ、彩り、そして、保護者や児童生徒の希望は安全性が十分に確保される方法で検討しなさいということが示されているところでございます。

また、安全性の確保のために、従来の多段階におきます除去食や代替食提供は行わず、原因食物を提供するかしないかの二者択一を原則的な対応とすることが望ましいともされておるところでございます。特に牛乳につきましては、個々に対応すると業務が煩雑、複雑となり、負担が増えるばかりが事故の温床になるともされております。そのため、二者択一、つまり、完全除去か、ほかの児童生徒と同じように全ての牛乳を提供する、どちらかを対応し、多段階で対応しないともされておるところでございます。

個人で考えますと、一部の児童生徒で二者択一の対応が後退するような感じで映るかもしれませんが、この方針は学校給食におけます食物アレルギー対応全体の安全性の向上ということが目的でございますので、こういったことを丁寧に保護者に説明しながら理解を得て、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

今提供されている牛乳は、スーパーマーケットに売っている市販の雪印メグミルクおいしい牛乳を学校給食用に200ミリリットルに小分けされたものです。そこにかかっているコストは200ミリリットル1本67円と伺いました。給食なので、材料を大量に確保することで安価に提供されているという事実はあると思いますが、67円というのは給食費の全体からいえばなかなかの割合を占めています。そして、実を言うと、この200ミリリットルの牛乳67円を1リットルに換算して5倍にすると335円です。私の地元のスーパーマーケットで同じ商品の値段を見ましたが、学校給食用の牛乳は小分けしているため、どうしてもコストがかかるので、保護者目線で言えば、ほんの少しではあります。実を言うとスーパーマーケットで買ったほうが安上がりの構造になっています。もちろんこれは小分けされた流通の論理なので、決して不当な取引だと言っているわけではありません。

これに関しては、パンも同じです。小分けにしてしまっている以上、コストがかかってしまうので、お米よりも明らかに高いコストがかかっていますし、そこでも大量のごみが出ているだろうと思います。もし多摩市の基準に持っていくというのであれば、こういった考え方をされる親御さんもいらっしゃるのではないかと思います。もはや牛乳は学校給食に頼らずにスーパーマーケットで買うほうが安いし、SDGsにもつながります。仲よしのお子さん同士で停止することが可能であるならば停止したいという考え方をする方もいらっしゃるのではないかと思います。

一例ですが、岡山県津山市の令和4年度のアンケートでは、中学生ではいつも全部飲んで

いるという生徒が6割程度であり、約27%ぐらいが未開封で処分されているという調査がありました。ちなみにこのアンケートのデータは、小学校、中学校の頃の私の実態感にかなり近いと思いました。教育長答弁には飲み残しはほとんどないということになっているとありましたが、小さいことであれば、問題があってもどうしてもそうした実態が上には十分に伝わりにくい構造があるのではないかと私は懸念しています。

八女市でも本当にこのような無駄がないか実態を知るため、生徒の気持ちに寄り添うため、学校給食の牛乳に関するアンケートや調査を実施して実態を把握するのが第一歩だと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

本市の学校給食におきます実態把握のためのアンケート調査の実施についてのお尋ねだと思いますけれども、現在、教育委員会におきましては、定期的に栄養協議会、献立委員会などを開催いたしまして、日常的に児童生徒と給食の食べ残しであったり、牛乳残渣に接している方々から専門的な御意見をいただきながら学校給食を運営いたしておりますので、まずはこういった会議、機会を活用して、必要に応じまして実態の把握や意見の聴取に努めていければと考えております。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

今回の私の問題提起における第一歩だと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

次に、給食費の徴収の負担に関して伺います。

ここで、他市の事例を一つ紹介させていただきます。広島県安芸高田市の前市長の給食費無償化に対して発信された考え方がネット上で大きな注目を集めましたので、その発言の趣旨を一部申し上げます。安芸高田市では、2024年度から学校給食費の無償化を実施しています。同市が掲げる目的の一つは、もちろん保護者の家庭負担への軽減ですが、より重要な視点としては学校現場の負担軽減という狙いです。現在、全国的に見ても、給食費の徴収事務は多くの場合、学校の教職員が担っています。未納があった場合には担任が個別に連絡を行い、督促まで行わざるを得ないケースが生じています。1クラスに40名いれば未納家庭が一定数出るのは避けられず、その対応には相当の時間と心理的負担がかかります。また、このような状況が続くと、子どもが自分の家は給食費を払えていないと感じる場面が生まれ、周囲との関係にも影響し、いじめの懸念も指摘されています。安芸高田市では、こうした教育現場における負のコストを取り除くことを大きな目的として給食費無償化に踏み切りました。財政支援による子育て世帯への再分配という側面もありますが、同市としては、何よりも先生方が本来業務に集中できる環境を整えることを重視しましたとありました。

この点において、八女市の学校給食費の徴収に関する現場の先生の負担はどうなっていますか。100%通帳引き落としなど自動化されていることが望ましいと思うのですが、その点、確実に履行されていますでしょうか。

重ねて、牛乳を停止する場合には徴収する給食費も当然変わると思いますが、そういった事務手続において現場の追加の負担は生じていないでしょうか、全て自動化されていますでしょうか、御答弁をお願いします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

学校給食費に関わる業務につきましては、各学校ごとに対応していただいている状況でございます。給食費の納入につきましては、原則保護者からの口座振込の対応になっていると認識しているところでございます。

また、お尋ねの牛乳の提供を停止した場合におきます給食費の減額の手続につきましては、年度当初から減額後の給食費を口座から引き落としさせていただいておりますので、追加での先生たちによります事務負担は生じていないと理解しているところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

原則振込になっているということは、もしかしたらそうならないケースもあるのかもしれないとは思いましたが、進めさせていただきます。

近年の物価上昇に伴い、食材費も上がり続けております。当然、学校給食費にも影響が出ると思いますが、本市は今後どのような見通しを持っていますでしょうか。また、その負担増が保護者などにどの程度影響するのか、現時点での見込みをお願いします。

重ねて、児童生徒1人当たりの保護者の年間負担額、現段階での全体の学校給食費に係る年間歳出額について御答弁をお願いします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まず、現在の八女市の学校給食の金額でございますけれども、小学校、義務教育学校前期課程の児童に対しましては月4,300円、中学校、義務教育学校後期課程の生徒につきましては月5千円となっております。年間の保護者負担額は小学校で年間47,300円、中学校で年間55千円が基本ではございますが、ここ数年、保護者の経済的負担軽減のため市が補助をさせていただいておりますので、現在、毎月の保護者負担額を小中学校とも月2千円とさせていただいておりますので、現在の小中学校の保護者の年間負担額は年間22千円となっているところでございます。

また、近年の物価上昇に伴います食材費の増加分の負担につきましては、給食費の20%相

当額を各学校の給食会計へ市が補助させていただいておりますので、御質問いただいたような物価上昇の影響額につきましては、保護者への追加負担は求めている状況でございます。

なお、市全体の年間の学校給食費の総額につきましては、令和7年度当初予算におきまして約253,000千円となっているところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

これまでパンと牛乳ばかり指摘させていただきましたが、実際にもしここを変えることができれば地産地消率をぐっと上げることができ、さらに地域農家への還元もしっかりでき、食農教育にもしっかりとつながるだろうというのが私の主張ですが、確かに日本全国を見渡しても、限定的に減らしたところはあっても、私の今回のリサーチでは完全に廃止したというところを見つけることができませんでした。これは法律で義務づけられているからという話も聞いたことはありますが、実際に学校給食法の本文には牛乳を必ず出せといった義務や強制条項は見当たりません。

確認ですが、実際のところ、市としても公式に牛乳とパンは絶対出さないといけないような強制をされているわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

学校給食におけます牛乳やパンの提供につきましては、文部科学省が定めます学校給食法施行規則に基づいております。牛乳につきましては、施行規則の中では学校給食の区分として完全給食、補食給食、ミルク給食の3種類が定められておりまして、ほかの食物は除外してもミルクだけは摂取することと規定されていることが根拠となっておりますことと思います。

また、パンにつきましても、完全給食の中で給食内容がパンまたは米飯、ミルク及びおかずである給食と規定されていることが根拠になっているということで解釈いたしているところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

すみません、重ねて、ちょっと分からなかったのです。これは必ずつけないといけないとなっているという理解になりますか。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

施行規則には、絶対とか、そうではなくて、定義として定められておりますので、これを根拠に私どもは牛乳、パンを提供させていただいているところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

実際にこれまで日本の学校給食ではパンや牛乳が習慣的に提供されてきて、八女は全国有数のお茶とお米の産地であり、地産地消率の向上や山間部の農家の持続可能性を考える上でも米食中心に市場を移していく議論は本当はもっと行われるべきだと思うのですが、実際に廃止実現とまではいかななくても、これを廃止するかどうかの議論をされている自治体があるというのも私はちょっと確認しました。つまり、これは私は柔軟に対応できるのではないかと理解をしております。

私個人の意見としましては、牛乳もパンも好きな人も当然いるだろうから、私も好きですし、廃止はしなくてもいいと思うのですが、むしろ、食の多様性ということであれば、パンも牛乳もしっかりとあってしかるべきだと思っております。個人的には思っております。しかしながら、牛乳が毎日毎日提供されているという現実には飲めない人を明らかに置き去りにしている現実があるので、考え直されなければならないのではないかと思います。と考えるのであれば、これは私なりの個人的な考えですが、落とすどころとしてはパンと同じ日に合わせて牛乳も週1に持っていくことです。そこで浮いた予算で魚類、大豆類、緑黄色野菜、キノコ類、そういったものを中心として地産地消率を上げていくような工夫を考えるフェーズにあるのではないかと私は提言いたします。ただし、ここで私たちが考えないといけないのは、これまで支えてくださった牛乳事業者や関連業者への影響です。なので、急激な転換はするべきではなく、やるとしても徐々に比率を見直していく段階的な移行が現実的な選択肢なのではないかと私は思っています。

それからもう一つ、どうしても市内の業者でない以上は、市としてどこまで配慮すべきなのか、そこに遠慮する必要があるのかというところについても疑問に思っています。牛乳業者は県内にあると聞いておりますので、そういった時代の転換による事業所への配慮は県に調整いただくというのが本来の健全な地方政治の在り方だと私は思っています。というのが個人的な意見ではありますが、そういったことをやるのかやらないのかを決めるためにまずアンケートで実態を把握しましょうというのが今回の私の主張です。

この点についてお聞きしますが、本市として給食の米比率のさらなる向上や、牛乳やパンに依存しない栄養設計の可能性についてどのように考えておられるか、教育長、お答えできればお願いします。

○教育長（城後慎一君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、八女市はお茶の産地でございますので、各学校には給茶機のほうを設置しておるわけですが、お尋ねの学校給食につきましては、まず牛乳については、

先ほど来話になっておりますが、学校給食法施行規則で規定されているものでございます。これは学校給食法に基づいて規定されているものでございまして、基本的にこの中でミルク、牛乳を出すということになっているわけです。

学校給食につきましては、学校給食法で心身の健全な発達に資することということが目標となっております。国の調査によりますと、食事状況調査の結果ですけれども、学校給食のない日はカルシウム不足が顕著であるということが報告されているんですよね。先ほど議員が引用されました多摩市でも、牛乳を飲めば身長が伸びるということではなくて、骨密度を高めるために、強い体をつくる上で小中学生期の間に給食における牛乳でのカルシウム摂取が大変重要であるということは認めてありますし、牛乳を飲まない子たちについては御家庭で補充してくださいねというのは多摩市もやっているところでございます。

あわせて、同じく学校給食法では、食に対する正しい理解と適切な判断力を養うことを目標としてうたっておりますので、学校給食法施行規則において主食についてはパンまたは米飯としていることから、おかずとのバランスを通してパンと米飯を選択しながら行うことが食育を推進していくことではないかと思っております。

あわせて、もう一点だけ、学校現場では食中毒に対して大変神経を配っているところでございます。毎日の洗ったものにしても動線を別にしておりますし、トイレに行かれたときには体を洗浄されて対応されているということでございます。そういうことですから、事故回避の観点から代替食ということではなくて二者択一ということで、出すか出さないかという判断を八女市は行っているということでございます。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

お米の話に戻ります。すみません、ちょっと戻らせてください。

お米の買取り価格は変動していくものだと思いますが、現段階で言えば、10キロのお米の買取り価格はJAが買い取るケース、そして、学校給食が買い取るケース、それぞれの担当課でもし手元のデータで分かればお答えください。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

まず、農業振興課のほうからは、JAが買い取るケースについて御説明申し上げます。

今年のJAふくおか八女の出荷契約米にかかります米の概算金でございますけれども、品種別に若干異なりますけれども、60キロ当たり約26千円から27千円となっております。10キロでのお尋ねでございますので、換算しますと4,300円から4,500円程度となります。基本的にJAに出荷については、1袋30キロ単位での出荷ということになっておりますけれども、

付け加えて申し上げます。

以上でございます。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

学校給食が買い取るケースということでお尋ねだったと思うんですけども、公益財団法人福岡県学校給食会におけます令和7年度学校給食用基本物資供給価格におきまして、無洗米10キロ、税込み約5,600円となっておりますのでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

学校給食のほうがりっかりとした値段で買い取っていただいているということが確認できました。これは推移していくものだと思いますが、現段階ではそういうことだと御答弁いただきました。

ということであれば、最初の冒頭の答弁で山間部の米については正しく評価をしている、今後価値を高めていきたい、山間部の農家のしっかりとした価値を認めていきたいと答弁がありましたことから考えて、仮に山間部の米農家を優先的に学校給食へ、そうした流通経路を構築することは可能でしょうか。

私が伺った話では、学校給食を全面的に運営しているのが公益財団法人福岡県学校給食会であり、八女に関しては、そこから株式会社大牟田食販という会社に委託されているようです。そちらに問い合わせてみると、八女のお米は立花の倉庫に玄米を取りに行き精米をしているということです。つまり、伺ったのが、八女にあるお米がわざわざ大牟田まで運ばれ、そして、そこで精米した後に八女の学校給食センターに送っているとのこと。恐らく片道1時間近くかかると思いますので、その往復ロスも気になりますが、今回はそこは追及いたしません。

つまり、この立花の倉庫へ山間部の米を優先的に持っていくことができないかという問いになりますが、もし山間部というくくりが難しければ、奥八女だとか東部などのくくりでもよいと思います。こういったことは可能なのでしょうか。もちろん、コストや効率面が考慮されるべきだと思いますが、今ある仕組みと比べたらどのような違いがありますでしょうか、御答弁をお願いします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

本市の学校給食におきまして山間部のお米を活用できないかというお尋ねだと思いますけれども、現在のお米につきましては、議員御指摘いただきましたとおり、食材の安定供給の観点から公益財団法人福岡県学校給食会から調達をいたしているところでございます、調

達方法も今御説明いただきましたとおり、具体的には八女市の学校において使用していますお米につきましてはJ Aふくおか八女から、それも八女地域で収穫されたお米を提供していただいているところをごさいます、現在も八女市の山間部のお米を含めて活用している状況になっているところをごさいます。

御質問いただきました山間部の米農家から直接お米を調達して学校給食に活用するようなシステム、いわゆる学校給食における地産地消の取組につきましては、農家や生産者にとりまして安定した販路の確保であったり、地域ブランドの育成など、地元経済を活性化させる効果が期待されると言われていることは十分認識はいたしておりますけれども、一方で、学校給食におきましては食材の安定供給が不可欠でございますので、今後のコストの問題であったり、必要な数量の確保などについて、生産者や生産団体の今後の動向を見極めながら注視していく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

最後になります。

最近、海外米を市場でも見かけるようになりました。今、市場を確認してみると、国産米が大体5キロ4,500円、輸入米が3千円、政府備蓄米は2千円です。このままエスカレートしていけば、まともな日本米が食べられなくなると不安に思っている方もたくさんいらっしゃるだろうと思います。

実際にはWTO、世界貿易機構の国際的な約束として年間約77万トンを入力しなければならないことが昔から決まっているということなので、そして、小規模農家の減少だったり、不作だったり、材料費の値上がりによって海外米がスーパーに顕在化するようになったということだと伺っておりますが、いずれにしても、日本米の割合が下がってしまっているというのは紛れもない事実です。こういったお米の政策に関しては、ほとんど国の政策であり、市ができることというのも限定的なのかもしれません。しかし、私の思いとしては、今後何があっても、せめて八女のお米は学校給食を通じて子どもたちに一番最初に食べてほしいという思いを持っています。

そこに関する市長のビジョン、そして最後に、改めて多くの市民が関心を持っている質問になりますが、現段階での学校給食費無償化に関する考え方を改めてお聞かせください。その他、何か総括して伝えたいメッセージがあればぜひ、時間は9分ありますので、全部使ってください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

御質問、議論させていただいたお米と給食、大きく関連するところもありますけれども、

その2点について少し、私なりの今日の議論を踏まえての考えを述べさせていただきたいと思います。

まず、お米について、山間部の米生産についてはコストがかかるということは議員御指摘のとおりで、これはお米に限らず、農業政策全般に言えることですが、今後、山間部の農業をどうやって残していくかというときに、私はまず大前提、全体の方針としてしっかりもうかる農業を実現すると。じゃ、どうやってもうかるかといったときに、大きく2つ、生産性を上げる、コストを下げる。こちらについては課長からも重点的に答弁をしてもらいましたけれども、やはりコストを下げる、生産性を上げるというのは一定の限界がある中で、じゃ、その出口のところをどうやって高く売っていくか、やはりこっちにもしっかり注力しないといけないと思います。

山間部のお米ということ考えたときに、議員からも御指摘いただいたとおり、科学的にもそういった山間部、今は特に温暖化が進む中で山間部のお米というのは食味というところでも優位性があるという一方で、どうしても量的に多くが確保できないというところで流通だったり、そういったところの課題から、それが十分に価格転嫁できていないという課題があるのかなと思います。

そういった中で、道の駅で安く売られていたという情報を提供いただきましたけれども、私も日々道の駅だったり、いろんなところで米の値段は個人的な関心として見ておりますけれども、道の駅等で普通のスーパーより価格が安いとしても、農家さんが直売をしている場合は中間の流通だったり、そういった中間コストが削減されるわけで、市場の平均的な価格より低くても実際に農家さんの手元に入るお金、収益というのは高い場合というものもあるのかなと。なので、一概に道の駅だったりの価格が低いので、農家さんの手元に十分なお金が入っていないというわけではないのかなと思いつつ、それはいろんな場所、売り方によって様々だと思いますけれども、そういった農家さんが山間部で育てた、棚田米とかいうブランドでよく売られておりますが、そういった高付加価値の取組といったところは、市としてそういったことに挑戦したいという農家さんの応援はしっかりしていきたいなと思います。

また、給食のほうですけれども、昨今、給食の無償化については様々な報道を私も注目して見ておりますけれども、最新の報道では、政府のほうの方針として完全な無償化というよりは、例えば、全国的な平均、文部科学省の調査の1人当たりの月平均の金額を補助金として出す、自治体に一定の負担を求めるというのが出ておまして、そこは一方で、知事会だったり、いろんな各首長からも様々な意見が出ていて、恐らくこれから政府内でも今後の方針が決定される——いろいろまだ流動的な状況ではございますけれども、そういった国の方針はしっかり注視しつつも、今考えている全体の方針としては、国の方針いかににかかわらず、私は給食費の無償化についてはすぐにやる必要はないのかなと。いずれにせよ、国か

らどういった財源が入ってくるか、まだまだこれから注視は必要ですけれども、一定の補助金なりが入ってきたときに、その活用先として当然一定の負担軽減というところには取り組まないといけないですけれども、私自身は議員からも提案のあった質の向上、その質というのは栄養価という面もそうですし、また、地元の地産地消率を上げる、そういったところに取り組もうと思うとどうしてもコストがかかってくるので、そういった質の向上のところには国からの補助金を含めた財源というものをしっかり使っていきたいなと思っております。

それは牛乳も含めて、生徒児童の体の成長というところがまず給食の一番の目的でございますので、そういったところで栄養価を高めるということももちろん重要ですが、それに加えて、特に八女の場合は農業地域、様々な農産品を作っているということで、今、地産地消の日といった形で児童に八女の食材を給食を通じて知ってもらおうと、八女の農業について知ってもらおう、また、地域への愛着を持ってもらうという取組をやっておりますけれども、それをさらに拡充する。例えば、地産地消の日に今、一品程度を農協だったり協力してもらって提供しているというのを、その日の食事は全て八女産のもので賄われているということだったり、また、特定の地産地消の日ではなくて、月に約20日間給食がありますけれども、その20日間、絶対に一品は八女産のものが使われているですとか、どうしてもコストがかかってしまうという質の向上のところには国からの補助金を含めた財源というのを振り向けていきたいなと思います。

そういった取組を通じて、児童が八女に対する愛着を持っていく、それが将来的な子どもたちの地域への愛着、それが中長期的に将来の八女を支えるのは、やはり今の八女にいる子どもたちですので、そういった地域の発展ということにひいてはつながると思いますし、また、少子化が進む中でも学校給食は一定の消費需要がありますので、地域の農業を含めた地場産業の発展にもつながるという意味で、当然、給食の中身を含めた教育の内容というのは、一義的には教育委員会、教育長の下で議論される場所ですけれども、そういった地域の発展、地域の産業の発展ということにも直接的にはつながってくるころだと思っておりますので、市長部局として給食の在り方、無償化の費用負担だったり中身ということからはしっかりとまちの発展という観点から教育部局としっかり議論をしてまいりたいと思います。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

ありがとうございました。終わります。

○議長（橋本正敏君）

3番坂本治郎議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時 28 分 延会